

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
保育所等における虐待に係る事案の
分類・把握・検証等の在り方に関する調査研究
報告書

令和8年3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所



株式会社NTTデータ経営研究所

目次

第1章 事業要旨	1
1. 事業の背景.....	1
2. 本事業の全体像	2
3. 調査研究の体制・検討過程	3
第2章 事業の概要.....	4
1. 目的.....	4
2. 実施内容	4
3. 調査の方法.....	5
(1) 事前調査.....	5
(2) 自治体への意見照会.....	5
第3章 調査結果	7
1. 事前調査結果.....	7
(1) 都道府県又は市町村が施設等から収集する情報.....	7
(2) 市町村が都道府県へ報告する項目、都道府県による公表項目	8
(3) 都道府県が国へ報告する項目、国による公表項目	9
2. 自治体への意見照会	10
第4章 調査結果を踏まえた検討.....	29
1. 都道府県が公表する様式例	29
(1) 様式例の素案設計	29
(2) 第1回研究会における意見と対応.....	29
(3) 作成した様式例	30
2. 国へ個別事案を報告する様式例.....	31
(1) 様式例の素案設計	31
(2) 第2回研究会における意見と対応.....	31
(3) 自治体への意見照会における意見と対応.....	33
(4) 第3回研究会における意見と対応.....	39
(5) 作成した様式例	41
4. 今後の方針の検討.....	42
(1) 自治体における虐待事案への対応に関する課題.....	42
(2) 第3回・第4回研究会における意見.....	42
(3) 今後の展開	44
第5章 成果の公表方法	48

参考資料

参考資料 1：都道府県が公表する様式例

参考資料 2：国へ個別事案を報告する様式例

参考資料 3：自治体意見照会回答票

第1章 事業要旨

1. 事業の背景

昨年12月19日の第8回子ども・子育て支援等分科会において、昨今、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いだことを踏まえ、早期に児童福祉法の改正を行い、児童養護施設等、障害児者施設、高齢者施設の職員による虐待と同様、「虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務」を定めるとともに、「都道府県による虐待の状況等の公表」「国による調査研究」等についても規定する方向性が示された。

保育所等における虐待防止の仕組みをより実効性のあるものとするため、虐待等の実態の把握と公表、これに基づく今後の調査研究の在り方について整理する必要がある。

令和6年度に実施した「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」（以下、「令和6年度事業」という。）においても、保育所等における不適切事案を収集し、現在のようにガイドラインで示される3類型（「虐待等」「不適切な保育」「望ましくないかかわり」）の判断における考え方や、都道府県・市町村による公表の検討プロセス等について整理したところであるが、判断が自治体によって異なることが明らかになった。

これらの背景を踏まえ、事案の公表項目、国への報告事項等について更なる調査を行い、都道府県による虐待の状況等の公表の具体的な在り方、国における虐待の調査研究手法・ロードマップの策定、その前提となる事案報告の収集及び整理等について検討することを目的とする。なお、ここでの「公表」は個別事案の公表ではなく、都道府県が「毎年度、市町村から報告を受けた内容と、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況等の下記の情報をとりまとめ、都道府県のウェブサイトにおいて公表する」ものことを指す。

2. 本事業の全体像

令和7年7月から8月にかけて、事案の公表項目、国への報告事項等について事前調査を行い、既に先行している他分野の事例、及び関連ガイドラインの内容を整理した。事前調査を踏まえ、都道府県が公表する様式例と国へ報告する様式例の素案の作成を行った。それぞれの様式例について、第1回研究会、第2回研究会において検討を行い、委員の意見を踏まえた修正を行った。

また、11月から12月にかけて、意見照会を全国の自治体に対して実施し、国へ報告する様式例の回答しやすさ及び虐待対応において自治体が抱える課題について調査を行った。意見照会の結果を踏まえ、国へ報告する様式例の修正及び次年度以降の調査研究に係るロードマップの検討を行った。

図表 1-1 本事業全体の流れ

区分	2025						2026		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
研究会		▲ 第1回		▲ 第2回			▲ 第3回		▲ 第4回
他分野調査	公表・報告項目、様式の整理								
都道府県が公表する様式例作成		素案作成	研究会意見の反映	最終調整	● 公開				
国へ報告する様式例作成		素案作成		素案作成	研究会意見の反映				
ロードマップ策定	進め方の調整・ロードマップ案の検討					自治体への意見照会	課題整理		
報告書作成							骨子作成		報告書完成

3. 調査研究の体制・検討過程

学識者、自治体担当者及び保育関係者から構成される研究会を設置し、以下の通り検討を行った。

図表 1-2 研究会委員一覧 (50音順、敬称略)

役職	氏名	所属・役職
委員長	倉石 哲也	武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 社会福祉学科 教授
委員	小畑 くるみ	日本保育協会 理事長特任補佐
	齋藤 淳一	横浜市 こども青少年局 保育・教育運営課 担当課長
	立澤 文敏	東京都 福祉局 子供・子育て支援部 保育支援課 課長
	田辺 祐嗣	草津市 こども若者部 幼児課 指導研修係 副参事
	永田 文子	全国認定こども園協会 副代表理事
	松本 文	静岡県 健康福祉部 こども若者局こども未来課 課長
	山口 孝子	全国私立保育連盟 常務理事
	米原 立将	流通経済大学 共創社会学部 准教授
	渡邊 建道	全国保育協議会 副会長

図表 1-3 研究会における検討内容

回数	日時	主な議題
第1回	令和7年9月1日	(1) 調査概要・調査方針 (2) 公表様式例についての意見交換
第2回	令和7年10月27日	(1) 今後の調査研究に向けたロードマップ案について (2) 自治体への簡易アンケート調査（またはヒアリング調査）について (3) 報告様式例についての確認
第3回	令和8年1月27日	(1) 公表・報告様式例についての確認 (2) 今後の調査研究に向けた課題の整理
第4回	令和8年3月9日	(1) 今後の調査研究に向けた課題のとりまとめ (2) 報告書骨子の確認

第2章 事業の概要

1. 目的

本事業では、事案の公表項目、国への報告事項等について更なる調査を行い、都道府県による虐待の状況等の公表の具体的な在り方、国における虐待の調査研究手法・ロードマップの策定、その前提となる事案報告の収集及び整理等について検討することを目的とする。

なお、ここでの「公表」は個別事案の公表ではなく、都道府県が「毎年度、市町村から報告を受けた内容と、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況等の下記の情報を取りまとめ、都道府県のウェブサイトにおいて公表する」ものことを指す。

図表 2-1 事業目的・実施内容

【テーマ】	【事業目的】	【検討項目・成果物】	【方法】
① 公表様式例の作成	保育所等における虐待の都道府県における公表の具体的な在り方について、既に先行している他分野の事例、及び関連ガイドラインの内容を整理したうえで、自治体関係者、保育関係者、学識経験者等により構成される研究会（以下単に「研究会」という。）において検討し、都道府県における公表の様式例を作成する。	<ul style="list-style-type: none"> 公表する項目の詳細 <最終成果物> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が公表する様式例 	事前調査 ↓ 研究会 検討
② 虐待事案の分類検討・ 報告様式例の作成	他の分野における虐待報告の仕組みや、保育事故の報告の仕組みを参考として、虐待事案についての国への報告の在り方について研究会において検討し、自治体が国へ報告する際の仕組みを整理したうえで、報告に係る様式例の作成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 事案が虐待に該当するかどうかの判定の判断基準 国への報告事項 <最終成果物> <ul style="list-style-type: none"> 国へ個別事案を報告する様式例 	
③ 調査研究の ロードマップ策定	都道府県による公表及び国への報告の在り方を前提として、自治体等が抱える課題を把握したうえで、今後国が実施することとなる調査研究の在り方を研究会において検討し、次年度以降の調査研究に係るロードマップを作成する。	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等における虐待に係る課題の洗い出し <最終成果物> <ul style="list-style-type: none"> 次年度以降の調査研究のロードマップ 	簡易 アンケート等 ↓ 研究会 検討

2. 実施内容

事前調査では、保育所等における虐待の報告・公表様式を作成するための検討材料として、他分野（被措置児童等*、障害者、高齢者）のガイドラインや実際の公表事例、検討中の保育ガイドライン案の規定項目を整理した。

自治体への意見照会では、作成した国への報告様式例の回答しやすさと虐待対応における自治体が抱える課題について調査を行った。

*本資料における「被措置児童等」は改正法（令和7年法律第29号）以前に対象としていた児童とする。

3. 調査の方法

(1) 事前調査

事前調査は、他分野や保育ガイドライン案や他分野における実際の公表事例において規定される項目の整理により、保育所等における虐待の公表・報告様式のあり方を検討するための情報を収集することを目的に行った。

調査方針として、分野間で共通して見られる傾向や他分野と保育ガイドライン案との差異に着目した。他分野においては、施設従事者等による虐待に関連する規定を中心に情報を収集した。

調査対象とした分野及び出典については以下の図表 2-2 の通りである。また、各出典において整理した項目については、図表 2-3 のとおりである。

図表 2-2 事前調査の調査対象

分野	出典（ガイドライン／国の公表事例）
保育	・ ガイドライン ：保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年7月時点検討中案）
被措置児童等	・ ガイドライン ：被措置児童等虐待対応ガイドライン（令和5年3月改正版） ・ 国の公表事例 ：「令和4年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について」
障害者	・ ガイドライン ：市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き（自治体向けマニュアル）（令和6年7月） ・ 国の公表事例 ：「令和5年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」
高齢者	・ ガイドライン ：市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）（令和7年3月） ・ 国の公表事例 ：「令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」

図表 2-3 事前調査で整理した項目

整理する項目
✓ ガイドラインや公表事例で都道府県が収集・公表する情報を規定する以下5つの項目における調査結果を整理する。 1. 都道府県又は市町村が施設等から収集する情報 2. 市町村が都道府県へ報告する項目 3. 都道府県による公表項目 4. 都道府県が国へ報告する項目 5. 国による公表項目

(2) 自治体への意見照会

自治体への意見照会は、全自治体を対象に国への報告様式例の回答しやすさの検証と虐待対応における自治体が抱える課題の把握を目的に行った。自治体への意見照会の実施にあたり自治体には国への報告様式例の素案と調査票を配布し、回答いただいた調査票を回収した。調査概要は以下のとおり。

ア) 調査概要

図表 2-4 自治体への意見照会概要

調査対象	全自治体（1,788 団体：47 都道府県、1,741 市区町村）
調査期間	令和 7 年 11 月 10 日（月）～令和 7 年 12 月 12 日（金）
抽出方法	悉皆
調査方法	調査票（Excel）による調査
回答団体数	1,109 自治体（43 都道府県、1,066 市区町村）
回答率	81.8%（都道府県：91.5%、市区町村：61.8%）

イ) 主な調査内容

自治体に配布した調査票は「国へ個別事案を報告する様式例への回答しやすさ」と「自治体の課題」の 2 パートに分かれており、それぞれについて意見を求めた。「国へ個別事案を報告する様式例への回答しやすさ」パートについては、過去の虐待事案を参考に国へ個別事案を報告する様式例の素案に記入いただいた上で、様式例の各項目について「内容が理解しづらい」「情報を入手しづらい」「不要と思われる」場合、その理由を調査票に記入いただいた。「自治体の課題」パートについては、図表 9 の通り、6 つの虐待対応場面における課題や困りごとを記入いただいた。

図表 2-5 自治体への意見照会の実施目的と把握する項目

実施目的	把握する項目
<p style="text-align: center;">① 国への報告様式例（案） を検証する</p>	<p>設問のわかりやすさ、選択肢のわかりやすさ（わかりづらい場合、内容を自由記述）</p> <p>回答しやすさ（回答負担）</p> <p>回答にかかった時間（〇〇分と数値で回答）</p> <p>情報の入手しやすさ（調査や照会を行うことなく回答できる、事業所に対する照会が必要、多部署に対する照会が必要、都道府県に対する照会が必要、データ分析が必要、等）</p> <p>個人情報の取扱い等に関連して、記入できない項目や懸念</p>
	<p>調査目的との整合</p> <p>虐待等の状況を把握する目的を鑑みて、不足していると思われる設問、選択肢 虐待等の状況を把握する目的を鑑みて、不要と思われる設問、選択肢</p>
<p style="text-align: center;">② 虐待対応や報告作成にあたっての 自治体の課題を把握する</p>	<p>・虐待対応における以下の場面の課題・困りごと（自由記述で回答）</p> <p>(1) 相談・通報等への対応場面</p> <p>(2) 事実確認の場面</p> <p>(3) 虐待の有無を判断する場面</p> <p>(4) 安全確保措置等の場面</p> <p>(5) 国に対する報告の場面</p> <p>(6) その他</p>

第3章 調査結果

1. 事前調査結果

(1) 都道府県又は市町村が施設等から収集する情報

都道府県又は市町村が施設等から受付の際に収集する情報は保育、被措置児童等、障害者でおおむね共通していた。保育では受付後に収集する情報についても規定があり、その内容は高齢者における施設等の情報とおおむね共通していた。

都道府県又は市町村が施設等から事実確認の際に収集する情報は保育と被措置児童等でおおむね共通していた。

図表 3-1 都道府県又は市町村が施設等から収集する情報 (1/2)

分野	調査結果 (受付の際に収集する情報)	調査結果 (受付後に収集する情報)
保育	保育、被措置児童等、障害者でおおむね共通 ・ 被虐待者の在籍する施設の情報 (施設名等) ・ 被虐待者の性別、年齢	保育は、高齢者の「施設等の情報」とおおむね共通
被措置児童等	・ 虐待の具体的な状況 (虐待の内容、時期、施設等の対応)	被措置児童等、障害者は規定なし
障害者	・ 被虐待者の心身の状況 ・ 虐待者と被虐待者の関係、他の関係者との関係 ・ 相談者、通報者の情報 (氏名、連絡先、虐待者や被虐待者との関係等)	
高齢者	被虐待者の情報 ・ 介護保険認定調査等の情報 ・ 性別、年齢、要介護度、障害高齢者の日常生活自立度、疾病や障害等の有無や程度、主治医意見書、担当の介護支援専門員や利用介護サービス事業所、家族状況、他 施設等の情報 ・ 過去の指導監査結果 ・ 当該施設等に関して寄せられた苦情や相談等 ・ 当該施設等からの事故報告やそれに対する指導内容 等	

図表 3-2 都道府県又は市町村が施設等から収集する情報 (2/2)

分野	調査結果 (事実確認時に収集する情報)
保育	保育、被措置児童等でおおむね共通
被措置児童等	・ こども/被措置児等の状況 ・ 把握が必要な情報の例 ・ こども/被措置児等の状況 ・ こども/被措置児童等に対する施設等の対応

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待が疑われる事案に対する施設等としての判断 ・ こども/被措置児童等の保護者等に対する施設等の対応 ・ 施設等から関係機関への連絡の状況 ・ 他のこども/被措置児童等の虐待被害の有無 ・ 他のこども/被措置児童等への影響
障害者	障害者本人への調査項目例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の状況 ・ 障害者の状況 ・ 障害福祉サービス等の利用状況 ・ 障害者の生活状況等 障害者福祉施設等への調査項目例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該障害者に対するサービス提供状況 ・ 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等 ・ 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明 ・ 職員の勤務体制 ・ その他必要事項等
高齢者	※具体的な調査項目例の記載がなかったため、調査方針を含め記載 高齢者、他の利用者への面接・確認事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の安全確認、心身の状態把握 ・ 通報等の内容に関する事実確認 ・ 高齢者の希望や意向の確認 ・ 他の利用者への面接調査 当該養介護施設従事者等への面接・確認事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種記録等の確認 ・ 養介護施設等の状況把握、点検

(2) 市町村が都道府県へ報告する項目、都道府県による公表項目

市町村が都道府県へ報告する項目は、障害者と高齢者がおおむね共通していた。都道府県による公表項目は全分野でおおむね共通していた。

障害者と高齢者において報告する項目は公表項目と同じ項目であるが、内容がより詳細であった。

図表 3-3 市町村が都道府県へ報告する項目

分野	調査結果
保育	3.都道府県による公表項目の内容とおおむね共通
被措置児童等	— ※都道府県が虐待対応を担うため、市町村の事務が存在しない
障害者	障害者、高齢者でおおむね共通
高齢者	・ 被虐待者の状況、虐待の状況（虐待の種類、内容、発生要因）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が行った対応、施設等で行われている改善措置 ・ 施設等の情報（名称、所在地、種別） ・ 職員の氏名、生年月日及び職種
--	---

図表 3-4 都道府県による公表項目

分野	調査結果
保育	保育、被措置児童等、障害児者、高齢者でおおむね共通
被措置児童等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被虐待者の状況（性別、年齢、心身の状態像 等）
障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の種類（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待に対して講じた措置（報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止命令等） ・ 施設等の種別 ・ 職員の職種

（3）都道府県が国へ報告する項目、国による公表項目

都道府県が国へ報告する項目及び国による公表項目に関してはガイドラインに規定がなかった。

国による公表項目については、実際の国の公表事例も確認した。ガイドラインに規定があった都道府県による公表項目と同様の項目を国においても公表しているなど、分野間で一部項目に共通性が見られた。

図表 3-5 都道府県が国へ報告する項目

分野	調査結果
保育	いずれの分野もガイドラインに規定なし
被措置児童等	
障害者	
高齢者	

図表 3-6 国による公表項目

分野	調査結果
保育	なし
被措置児童等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出・通告件数、虐待判断件数 ・ 施設の種別 ・ 虐待の種類 ・ 虐待を受けた児童の性別・年齢層 ・ 虐待を行った職員等の状況 ・ 虐待の期間・回数 ・ 検証・改善委員会の開催状況 ・ 虐待発生時の状況 ・ 法人・施設等及び自治体等の対応状況 等

障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談・通報件数、虐待判断件数 ・ 施設等の種別、過去の状況 ・ 虐待の種類、生命・身体・生活への影響の程度 ・ 事実確認の状況 ・ 虐待の発生要因 ・ 支援の状況 ・ 虐待者の状況 ・ 虐待の事実が認められた事例への対応状況 等
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談・通報件数、虐待判断件数 ・ 施設等の種別、過去の状況 ・ 虐待の種類 ・ 事実確認の状況 ・ 虐待の発生要因 ・ 被虐待者の状況 ・ 虐待者の状況 ・ 虐待の事実が認められた事例への対応状況 等

2. 自治体への意見照会

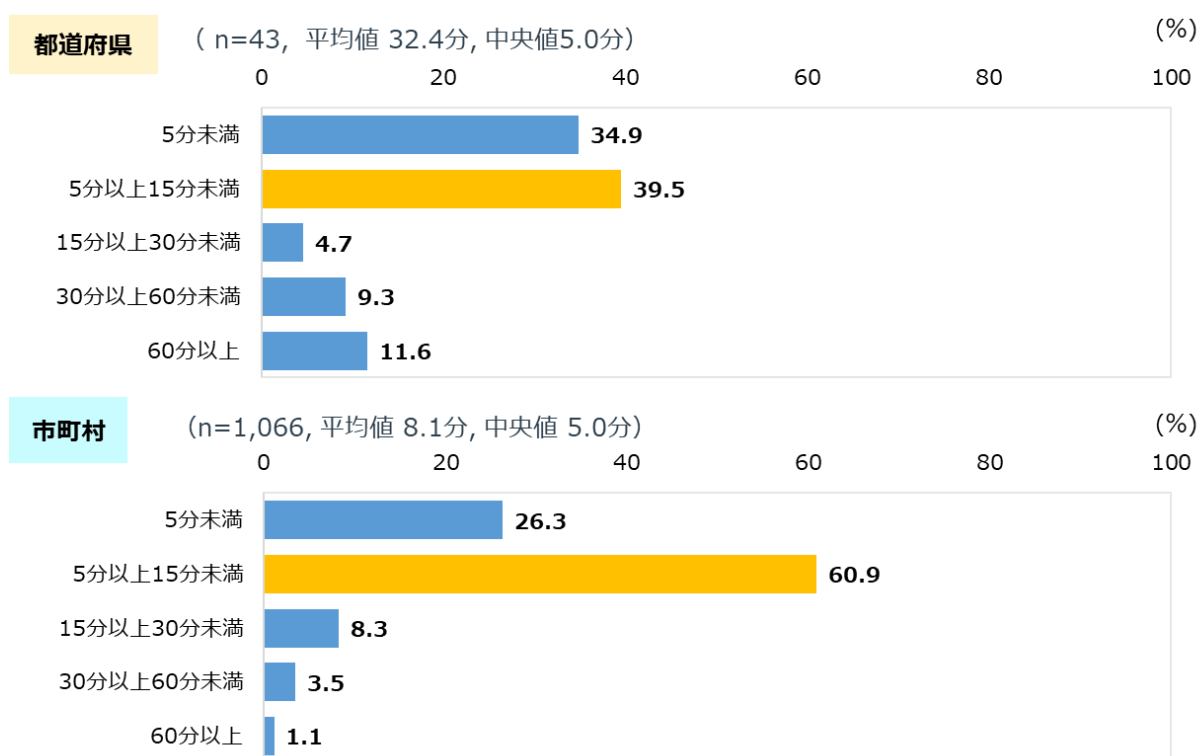
パートⅠ 報告様式例（案）の検証

ア) 様式1（自治体の体制を報告する様式）の検証結果

I-1-1：様式1の回答にかかった時間を回答してください。（数値で回答）（回答数：都道府県43、市町村1,066）

自治体の体制を報告する様式1の回答時間は、都道府県、市町村ともに5分以上15分未満が最も多かった。平均値は都道府県が約32分、市町村が約8分であった。中央値は都道府県、市町村ともに5.0分であった。

図表 3-7 様式 1（自治体の体制を報告する様式）の回答にかかった時間

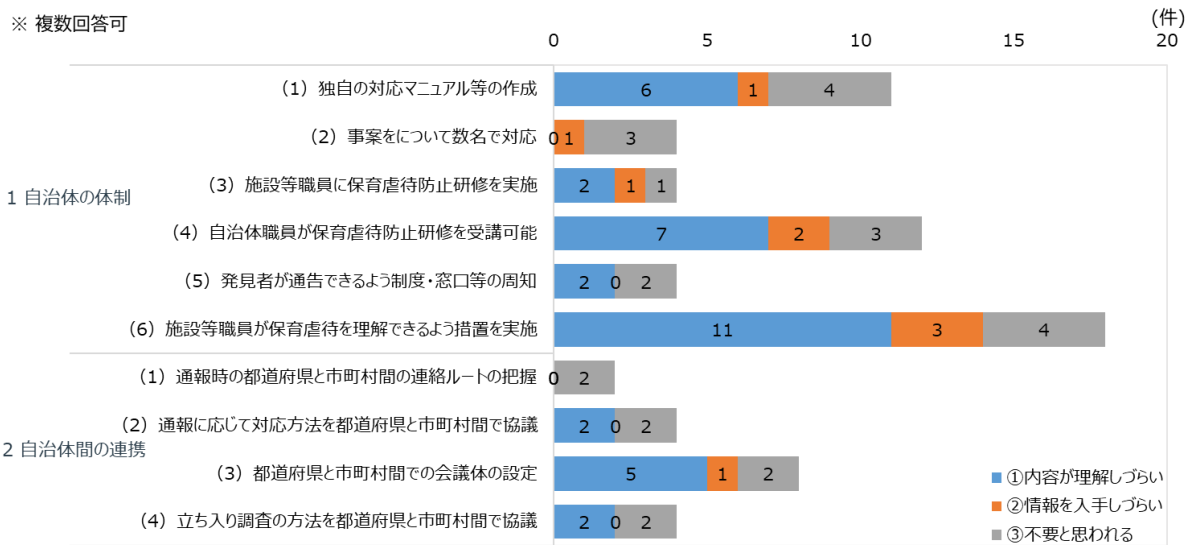


I-1-2: 「様式 1」の各項目のうち、①項目や選択肢の表現など内容が「理解しづらい」、②回答にあたって「情報を入手しづらい」、③報告として項目の記入が「不要と思われる」項目に、それぞれ○を付してください。○を付した項目は、横の「具体的な理由」の欄に○をつけた理由を記載ください。（回答数:都道府県 43、市町村 1,066）

① 都道府県の集計結果

都道府県では「1 (6) 施設等職員への措置」「1 (1) 独自の対応マニュアル等の作成」「1 (4) 自治体職員の研修」「2 (3) 都道府県と市町村間での会議体の設定」への意見が多かった。表現等の工夫を検討する必要がある。

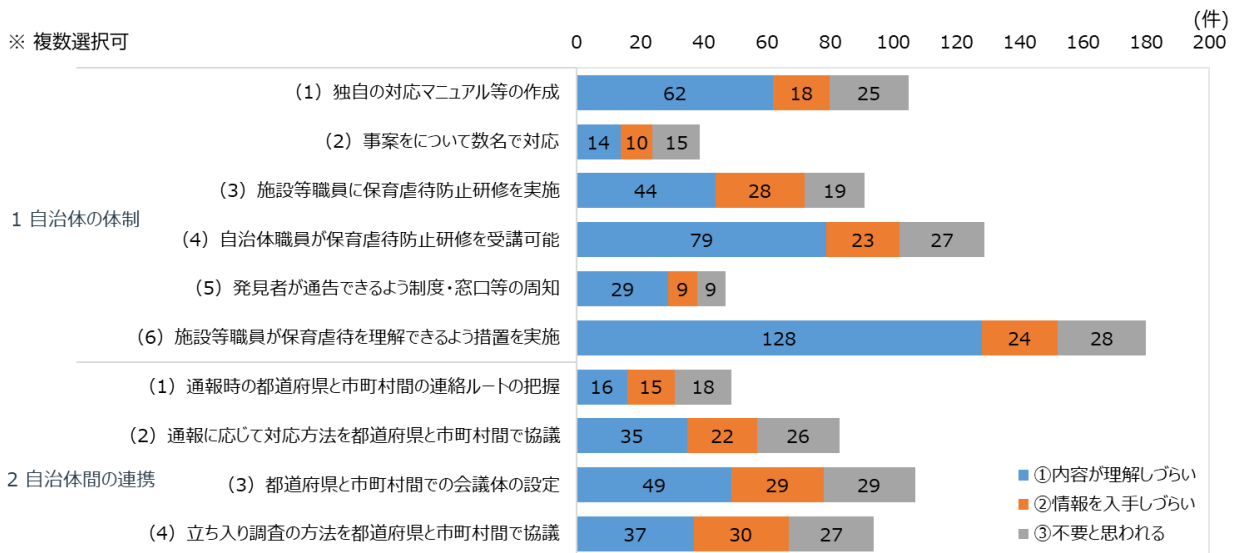
図表 3-8 様式 1 の項目の答えにくさ（都道府県）



② 市町村の集計結果

市町村も都道府県と同様、「1(6)施設等職員への措置」への意見が最も多く、中でも内容を理解しづらいが占める割合が高かった。また、市町村は「1 自治体の体制 (3)施設等職員に研修を実施」についても件数が多い傾向が見られた。

図表 3-9 様式 1 の項目の答えにくさ（市町村）



③ 様式 1 の項目に対する意見

様式 1 において、「①内容が理解しづらい」「②情報を入手しづらい」「③不要と思われる」項目についての理由を聞いたところ、様式 1 「1 自治体の体制」では、用語の指す対象や範囲が分かりにくいという意見が多くあった。例えば、「(6)施設等職員への措置を実施」では、「(3)施設等職

員に虐待防止に関する研修を実施」との違いや「必要な措置」が指すものが分かりにくいといった指摘があった。「2 自治体間の連携」については、「指定都市等（政令指定都市・中核市・児童相談所設置市）にとって答えにくい」「都道府県のみ回答で良い」等、市町村にとっての答えにくさについての意見が多く寄せられた。

図表 3-10 様式 1「1.自治体の体制」の各項目に対する意見

小項目	主な意見
(1)独自の保育対応マニュアル、業務指針、対応フロー図を作成	<ul style="list-style-type: none"> 項目名の「保育対応マニュアル」「業務指針」「対応フロー図」が何を指すか分かりにくい 国や都道府県のガイドラインがあるため不要 いずれか一つでも作成していれば○で良いか
(2)原則として複数名で対応する体制を取っている	<ul style="list-style-type: none"> 実質、複数名での対応になるのではないか 事実確認、聞き取りなど具体的な場面がなければ不要
(3)施設等職員に虐待防止に関する研修を実施	<ul style="list-style-type: none"> (3)と(6)の違いが分かりにくい どのような研修を指すか分かりにくい（自治体主催であるべきか、定期開催すべきか等） 【市町村】市町村単位での研修が実施できないため不要
(4)自治体職員が虐待防止に関する研修を受講できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 「受講虐待境を整備している」が何か分かりにくい 「自治体職員」の範囲が分かりにくい（保育所等における虐待対応担当ということか、公立の施設職員等も含むか） 【市町村】市町村単位での研修が実施できないため不要
(5)虐待を発見した場合に適切な機関に通告ができるよう、制度及び窓口について周知	<ul style="list-style-type: none"> 周知対象・範囲・方法が分かりにくい（周知対象に保護者や一般の方を含むか、窓口等に掲示・市のHPへの掲載か） 【都道府県】市町村の状況も把握すべきか
(6)施設等職員等に対して、虐待について理解できるよう必要な措置を講じている	<ul style="list-style-type: none"> (3)と(6)の違いが分かりにくい 「必要な措置」が何か分かりにくい 【市町村】措置は施設等が職員に行うものであるため不要

※【都道府県】【市町村】はそれぞれ都道府県、市町村からの意見。注記ない場合は都道府県と市町村で共通して見られた意見

図表 3-11 様式 1「2.自治体間の連携」の各項目に対する意見

小項目	主な意見
(1)独自の保育対応マニュアル、業務指針、対応フロー図を作成	<ul style="list-style-type: none"> 項目名の「保育対応マニュアル」「業務指針」「対応フロー図」が何を指すか分かりにくい 国や都道府県のガイドラインがあるため不要 いずれか一つでも作成していれば○で良いか

(1) 通報があった場合の都道府県と市町村の担当部署間の連絡ルートを把握している	・ 【市町村】 基準日が示されておらず、どの時点で「把握している」と判断するのか曖昧
(2) 通報内容に応じた対応方法を都道府県と市町村の間で協議している	・ 協議のタイミングはあらかじめ行っておくものか、通報時点で行うか
(3) 都道府県と市町村の担当部署と虐待対応実務者会議等の会議体を設定して協議している	・ (2) と重複する(会議体は常設のものか分かりにくい) ・ 【市町村】 要保護児童対策地域協議会は該当するか
(4) 立入調査を行う場合の対応方法を都道府県と市町村の間で協議している	・ 協議のタイミングはあらかじめ行っておくものか、通報時点で行うか
その他	・ 【市町村】 指定都市等(政令指定都市・中核市・児童相談所設置市)にとって答えにくい ・ 【市町村】 都道府県のみで回答が良い ・ 【市町村】 都道府県から説明はあったが協議していない

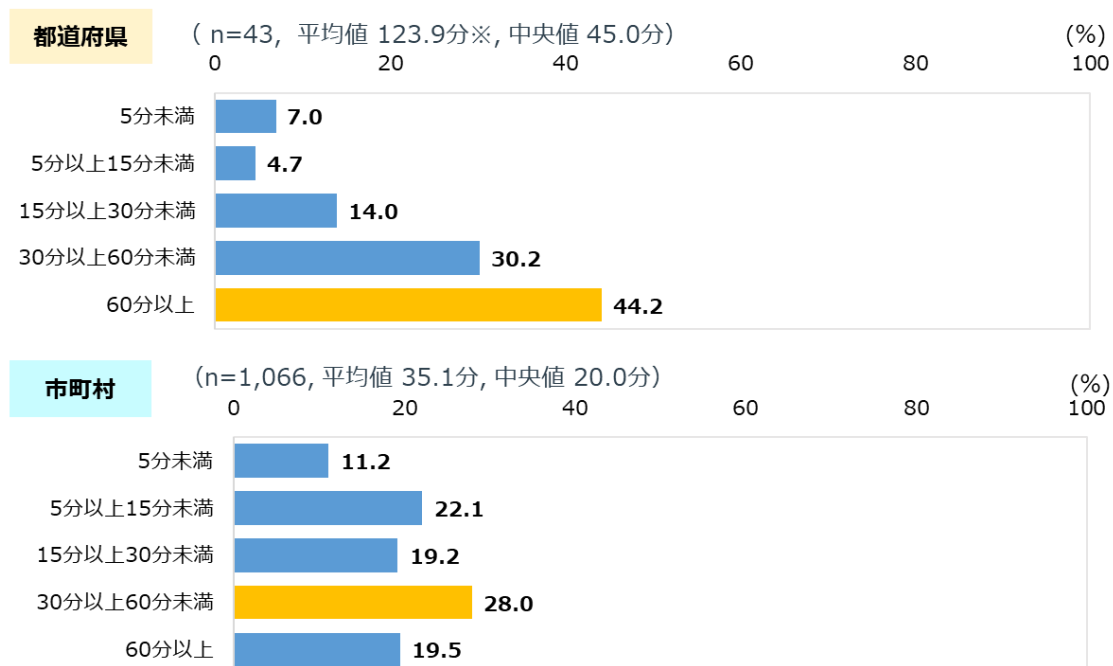
※【都道府県】【市町村】はそれぞれ都道府県、市町村からの意見。注記ない場合は都道府県と市町村で共通して見られた意見

イ) 様式2(自治体間の連携を報告する様式)の検証結果

I-2-1: 様式2の回答にかかった時間を回答してください。(数値で回答)(回答数:都道府県43、市町村1,066)

個別事案を報告する様式2の回答時間について、都道府県は60分以上、市町村は30分以上60分未満の自治体が最も多い結果となった。平均値は都道府県が約124分、市町村が約35分であった。中央値は都道府県が45.0分、市町村が20.0分であった。

図表 3-12 様式 2（自治体間の連携を報告する様式）の回答にかかった時間



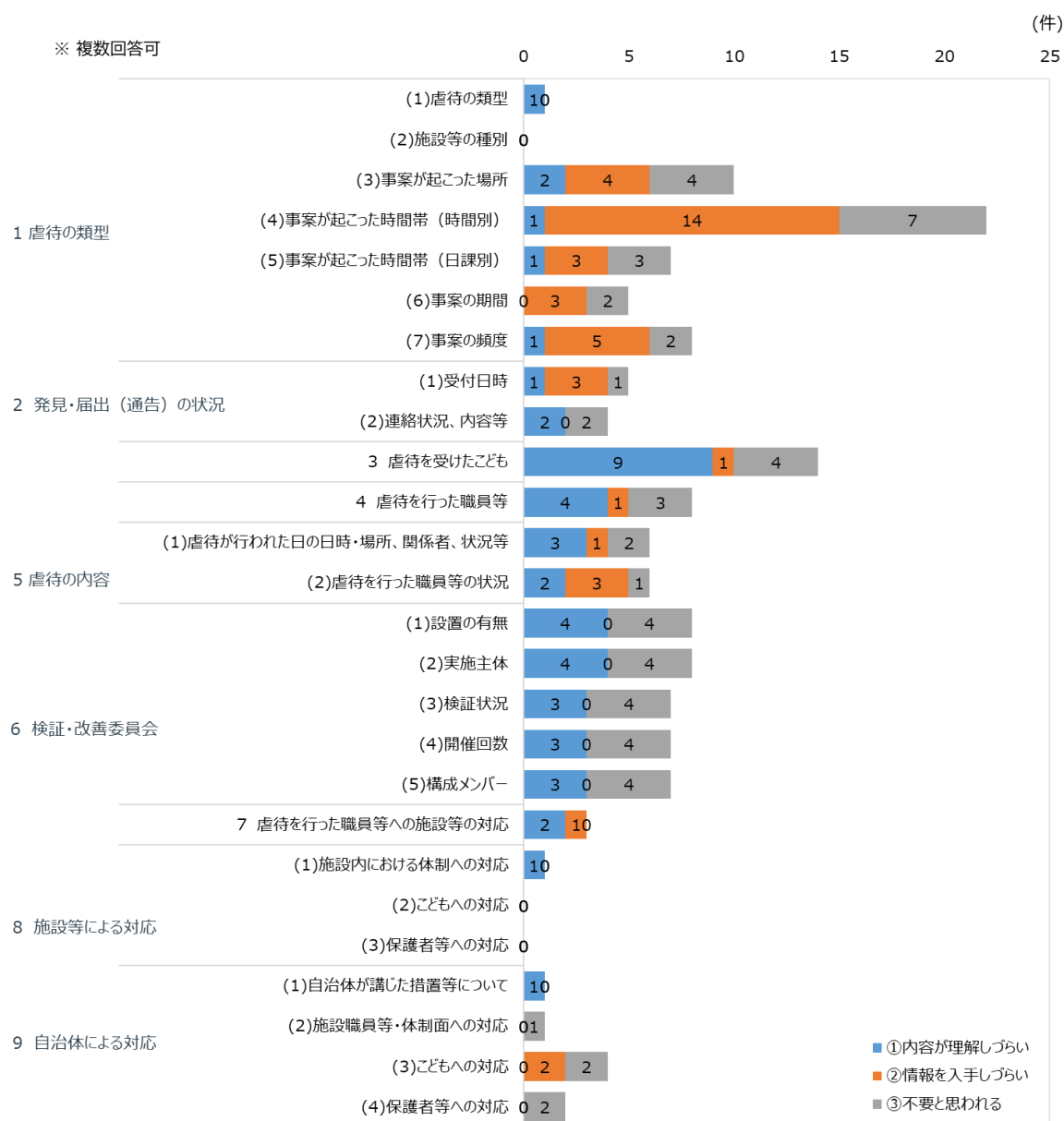
※ 2400分という外れ値が1件見られた。外れ値を除外したときの平均値は56.9分であった。

I-1-2: 様式 2 の各項目や選択肢の内容について、①項目や選択肢の表現など内容が「理解しづらい」、②回答にあたって「情報を入手しづらい」、③報告として項目の記入が「不要と思われる」項目に、それぞれ○を付してください。○を付した項目は、横の「具体的な理由」の欄に○をつけた理由を記載ください。（回答数:都道府県 43、市町村 1,066）

① 都道府県の集計結果

様式 2 について「①内容が理解しづらい」「②情報を入手しづらい」「③不要と思われる」項目があるか聞いたところ、都道府県では「1 虐待の種類 (4) 事案が起こった時間帯 (時間別)」が最も多く、「情報が入手しづらい」が占める割合が高かった。情報入手のしやすさを加味した修正を検討する必要があることが分かった。

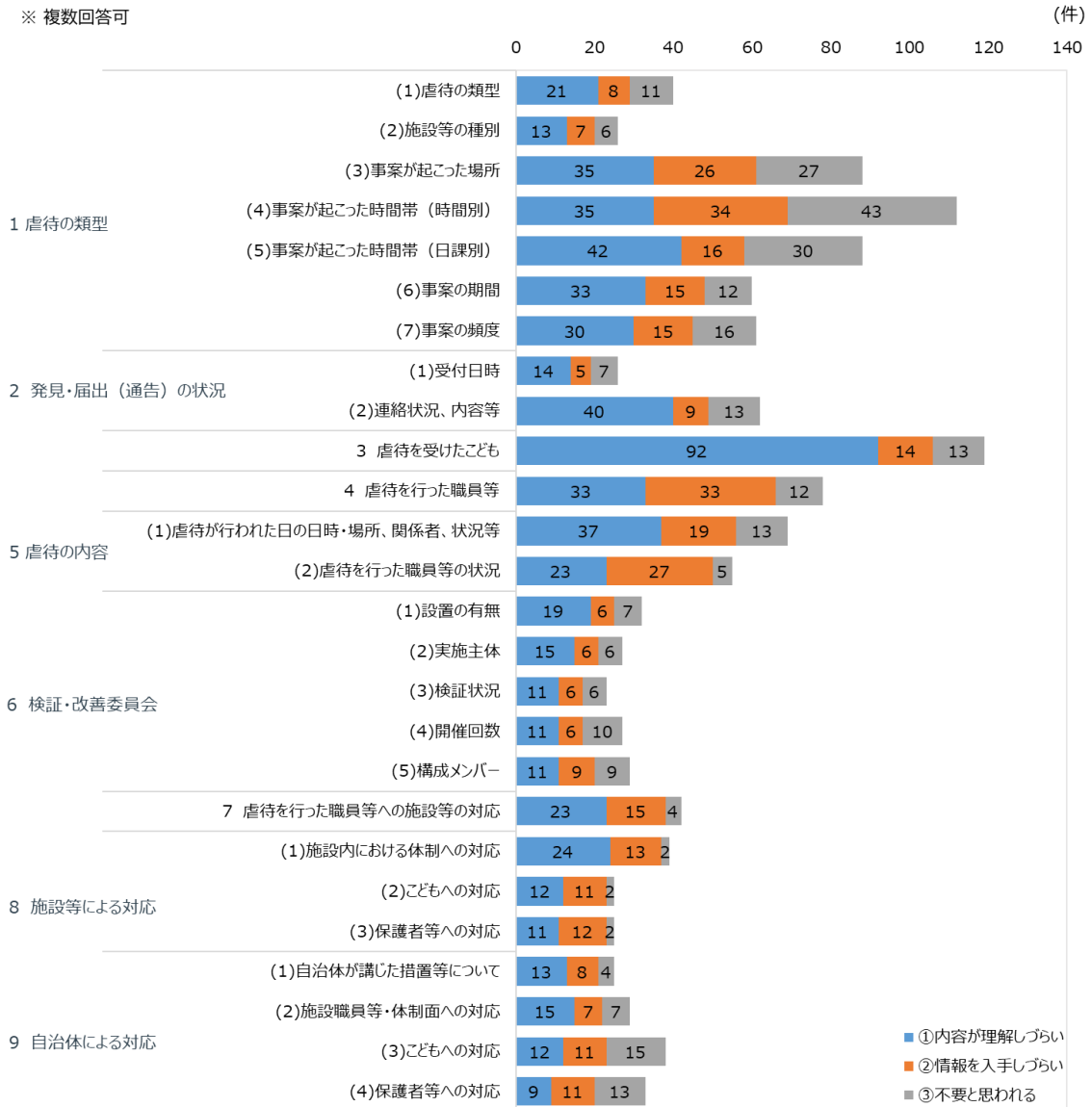
図表 3-13 様式 2 の項目の答えにくさ (都道府県)



② 市町村の集計結果

様式 2 の項目に対する答えにくさについて、市町村は「3 虐待を受けた子ども」の件数が最も多く、中でも「内容が理解しづらい」の該当割合が高かった。表現を工夫し、答えやすい形に修正することを検討する必要がある。

図表 3-14 様式 2 の項目の答えにくさ（市町村）



③ 様式 2 の項目に対する意見

様式 2 において「①内容が理解しづらい」「②情報を入手しづらい」「③不要と思われる」項目について、具体的な意見を聞いた。

「1.概要」について、様式の中でも、答えにくいと回答を集めた「(4)事案が起こった時間帯（時間別）」は「内容が細かすぎる」「幅のある括りが良い」といった指摘があった。その他、「最小限の項目が良い」「非該当の項目に×をつけることが手間」という意見があり、自治体の負担の少ない回答方法に修正する必要がある。

「2.発見・届出（通告）の状況」について、「(1)受付日時」は複数事案についての記入方法が分かりにくいという指摘があった。また、「(2)連絡所状況、内容等」について、例示や項目の分割を

求める声があった。その他、「1 概要」「5 虐待の内容」との違いが分かりにくいという指摘が寄せられた。

都道府県・市町村の多くが「内容を理解しにくい」と回答した「3 虐待を受けたこども」については、「こども等との間の問題」が何を示すか分かりにくいという意見がほとんどであった。

「6 検証・改善委員会」から「9 自治体による対応」については、比較的意见が少ない傾向があった。その中では、「検証・改善委員会が何を指すか分かりにくい」といった意見が目立った。

図表 3- 15 様式 2 「1.概要」に対する意見

小項目	主な意見
(1) 虐待の種類	・ 特に意見無し
(2) 施設等の種別	・ 施設等が複数の事業を実施している場合はどう回答するのか
(3) 事案が起こった場所	・ 「施設等内の他の建物」は不要 ・ 選択肢にない場所の入力に迷う ・ 「廊下」を「廊下又は階段」に変更した方が良い
(4) 事案が起こった時間帯(時間別)	・ 1時間単位の選択肢は細かすぎる ・ 幅のある括りが良い
(5) 事案が起こった時間帯(日課別)	・ 「余暇時間」が何か分かりにくい
(6) 事案の期間	・ 期間の基準が分かりにくい(事案発生から認知までか、虐待を受けていた期間か)
(7) 事案の頻度	・ 頻度の単位が分かりにくい(選択する回数は(6)の期間内の回数ということか) ・ 「常時」の定義は何か分かりにくい ・ 選択肢の区分(1~10回まで1つ刻み)が細かすぎる
その他	・ 「5 虐待の内容」と重複する ・ 行為が複数の場合はどう回答するのか ・ 最小限の項目でないと負担・現場に支障が出る

図表 3- 16 様式 2 「2.発見・届出(通告)の状況」に対する意見

小項目	主な意見
(1) 受付日時	・ 例示を「受付日時(令和〇年〇月〇日〇時)」のように時間まで示した方が良い ・ 複数の事案があった場合どのように回答すべきか ・ 「状況を発見したのはいつか」も必要ではないか
(2) 連絡状況、内容等	・ 例示があると良い ・ 「①だれが」が通報者なのか虐待を行った者なのか分かりにくい ・ 「①発見者」「②場所」「③状況」「④通報者」「⑤通報日時」の

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ように項目を分割すると良い ・ 注意書きの「※発見・届出（通告）を行った者の個人が特定される情報を記入しないように配慮すること」は難しい
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインに合わせて、項目名を「通告」ではなく「通報」とした方が良い ・ 「1 概要」や「5 虐待の内容」との違いが分かりにくい

図表 3- 17 様式 2 「3.虐待を受けた子ども」から「5.虐待の内容」に対する意見

大項目	小項目	主な意見
3 虐待を受けた子ども	子ども等の間の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネグレクトに該当する場合の「子ども等の間の問題」が何を示すか分かりにくい
4 虐待を行った職員等	職種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「放課後児童支援員」の資格がない放課後児童健全育成事業の職員は「児童指導員」になるか
	実務経験年数	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの職歴を追う必要があり入手しづらい ・ 施設での経験かトータルの職種経験か分かりにくい ・ 実務経験年数はいつ時点か
	雇用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「非常勤（直接雇用）」「非常勤（間接雇用）」などの用語が分かりにくい
5 虐待の内容	(1) 日時・場所、関係者、状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の事案があった場合はどのように記入するか ・ 日時、場所、だれが、だれに等、項目が分かれていた方が入力しやすい ・ 虐待の詳細な内容（どのような虐待が行われたか）を記入しにくい
	(2) 虐待を行った職員等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「虐待を行った時の感情的要因」の把握が難しい
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども、職員等の満年齢はいつ時点か分かりにくい ・ 性別を聞く必要性を感じない ・ 「子ども（1人目）」を「子ども A」と記載とした方が「5 虐待の内容」を記載しやすい

図表 3- 18 様式 2 「6.検証・改善委員会」から「9.自治体による対応」に対する意見

大項目	主な意見
6 検証・改善委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「検証・改善委員会」が何を指すか分かりにくい ・ 【市町村】市町村は回答不要ではないか ・ 【市町村】(2) 実施主体について、市町村・指定都市等の選択肢がない

7 虐待を行った職員等への施設等の対応	<ul style="list-style-type: none"> 「心理治療・通院等」は、個人情報（個人の病歴）であるため入手しづらい 「処分」が具体的に何か分かりにくい 複数の職員が関与していた場合は回答しにくい
8 施設等による対応	<ul style="list-style-type: none"> 初動の対応か以降の予定も含む対応かが分かりにくい 「施設整備の改善」の項目を追加すると良い
9 自治体による対応	<ul style="list-style-type: none"> 「こどもへの対応」「保護者への対応」について、施設等が介入するため記入不要でないか 子ども・子育て支援法第39条等に基づく措置は含まれないか
その他	<ul style="list-style-type: none"> 「9 自治体による対応」「8 施設等による対応」について、例示を入れてほしい

パートII 虐待対応等における自治体の課題

II：自治体において、虐待が疑われる事案について対応されるうえで、困りごとや課題はありますか。相談対応から報告作成に至るまでの場面ごとに、感じておられる困りごとや課題を、自由記述にてご回答ください。（回答数:都道府県 41、市町村 678）

① 相談・通報等への対応場面

相談・通報等の対応場面に関する意見の分類では、「匿名通報への対応」「緊急事案への対応」「自治体における対応体制」が上位3区分となった。特に「匿名通報への対応」に関する意見が最も多く、その中でも「匿名通報対応の限界」が主要な課題として抽出された。

図表 3-19 「相談・通報等への対応場面における課題・困りごと」に対する意見
(都道府県 n=30, 市町村 n=234)

意見の分類	主な意見	意見の具体的な内容
匿名通報への対応	<u>匿名通報の対応の限界</u> (都道府県 n=4, 市町村 n=47)	<ul style="list-style-type: none"> 【都道府県】匿名の電話やメールで通報され、<u>事実関係確認をする際の連絡先が不明の場合が少なくない</u> 【市町村】匿名が多く、具体性に欠ける話が多い
	匿名情報が多い (都道府県 n=3, 市町村 n=21)	
緊急事案への対応	緊急事案への対応 (都道府県 n=1, 市町村 n=32)	<ul style="list-style-type: none"> 【都道府県】緊急性がある事案に対する対処が市町村と県とで調整できていない 【市町村】緊急性があると思われる事案の通報に対する<u>対応マニュアルや連絡網が定まっていない</u>
自治体の体制	自治体職員のスキル・経験不足 (都道府県 n=1, 市町村 n=14)	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】<u>担当者が数年おきに変わるため、職員のノウハウにばらつきや経験不足がある</u> 【市町村】対応が細かく決まってないため、対処の仕方などがはっきりと分かっていない
	通報後の対応が未定 (市町村 n=12)	<ul style="list-style-type: none"> 【都道府県】ノウハウを共有する業務的なゆとり

	自治体職員不足（都道府県 n=1, 市町村 n=8）	がなく対応できる職員が限られる
対応困難な 通報	信ぴょう性が薄い情報への対応 （都道府県 n=1, 市町村 n=13）	・ 【都道府県】<u>信ぴょう性が乏しい通報（投書等の通報かつ匿名の場合で虐待の具体的な記載が無い等）の場合、事実確認を行う必要はあるか</u>判断が難しい
	通報と称したクレーム（都道府県 n=2, 市町村 n=6）	・ 【都道府県】園内の派閥争い等のためか事実無根の通報が寄せられることもあり、時間・労力等のリソースが割かれる
	事実確認を求めない相談への対応（都道府県 n=1, 市町村 n=5）	・ 【市町村】保護者が施設等との関係悪化を恐れ、何もしないでほしいと希望することがあるが、傍観するわけにもいかず対応しづらい
受付時点の 事案への認識	虐待通報か相談かの判断が困難 （都道府県 n=1, 市町村 n=12）	・ 【都道府県】<u>ただの相談として受理するべきか虐待通告として受理するべきか</u>判断に迷う
保護者との 関わり	保護者との関わり（市町村 n=10）	・ 【市町村】保護者からの相談の多くは<u>こどもから伝え聞いた内容が多く、曖昧</u>なケースがある
外部機関との 連携	都道府県と市町村の連携（都道府県 n=1, 市町村 n=8）	・ 【都道府県】<u>都道府県・市町村の役割分担が不明瞭</u> 。例えば、保育所は所轄行政庁が県とされているが、まず報告を受けるのは市町村となることが多いと思われる
	関係機関との連携が困難（都道府県 n=1）	・ 【都道府県】警察との組織的連携が難しく、性的虐待への対応が困難
受付窓口の 改善	窓口の明確化・周知が必要（市町村 n=5）	・ 【市町村】保育担当課、児童相談所担当課、子ども家庭センター、教育委員会など、<u>自治体窓口を一元化するのが困難。情報共有や意思決定に時間がかかる</u>
	こども・保護者の声の拾い方（市町村 n=2）	・ 【市町村】家庭での気づきなどを見逃さないような相談窓口や通報ポストがあればいい
その他	施設等職員等に通報へのハードルがある（市町村 n=2） 通報時刻が遅い場合の対応（市町村 n=2） 等	・ 【市町村】日々一緒に保育をしている職員同士なので言いにくい等、<u>人間関係の悪化を心配して言い出せない</u>こともあるのではないか ・ 【市町村】通報時間が遅く、こどもが帰宅してしまふ恐れがあり時間的余裕がないことがある

② 事実確認の場面

事実確認の場面に関する意見の分類では、「匿名通報への対応」「事実確認の時間的負担」「事実認定が困難」が上位3区分となった。相談・通報等の対応場面と同様に「匿名通報への対応」に関する意見が最も多く、その中でも「通報者の秘匿が困難」が主要な課題として抽出された。

図表 3-20 「事実確認の場面における課題・困りごと」に対する意見
(都道府県 n=34, 市町村 n=399)

意見の分類	主な意見	意見の具体的な内容
匿名通報への対応	<u>通報者の秘匿が困難</u> (都道府県 n=12, 市町村 n=94)	・ 【都道府県】 通報内容が具体的であるほど施設等側の特定が容易
	匿名通報による事実確認の限界 (市町村 n=45)	・ 【市町村】 <u>通報者が施設等とのトラブルを恐れ匿名で通報することが多く、現場で調査が出来ない</u>
事実確認の時間的負担	事実確認に時間を要する (都道府県 n=2, 市町村 n=46)	・ 【都道府県】 同一案件でも <u>複数の情報があり、どの内容が正しいか確認するのに時間を要する</u>
	施設等職員等の聞き取り時間の確保が困難 (市町村 n=3)	・ 【市町村】 職員等への聞き取り中は保育ができないことを配慮すると日程の設定が困難
事実認定が困難	客観的情報不足時の対応困難 (都道府県 n=3, 市町村 n=27)	・ 【都道府県】 <u>カメラ映像や複数の目撃証言がない場合、明確な事実確認が困難</u>
	事実が正確か判断が困難 (市町村 n=8)	・ 【市町村】 聞き取りの際、本当のことを話しているか判断が困難
事実確認の方法・範囲が不明	施設等からの報告様式が無い・ばらつきがある (市町村 n=22)	・ 【市町村】 <u>施設等からの統一的な報告様式がなく、記載粒度にばらつきがある</u>
	事実確認の内容・方法が確立されていない (都道府県 n=3, 市町村 n=9)	・ 【市町村】 事実確認はどの程度・範囲で行えば良いか目安がなく、判断が困難
	事実確認の範囲が不明瞭 (市町村 n=8)	・ 【市町村】 事実確認にあたり聞き取り内容が未定
	聞き取りを行う場所・環境の確保が困難 (都道府県 n=1, 市町村 n=2)	・ 【都道府県】 施設内で聞き取りを行う場合、人員や場所、時間が制限され、施設等職員等が自由に話せる環境作りが困難
	情報提供の要望 (市町村 n=5)	・ 【市町村】 <u>何をどう聞き取るのか、誰が誰に聞き取るのかマニュアル等があれば助かる</u>
施設等の非協力・意見の食い違い	協力的でない施設等・職員等への対応 (都道府県 n=1, 市町村 n=22)	・ 【都道府県】 管理者も当事者である場合など、 <u>組織ぐるみの虐待が疑われる際の対応に苦慮</u>
	意見の食い違いがある (市町村 n=9)	・ 【市町村】 関係者の話が食い違い、事実がつかみにくい
子ども・保護	子どもへの聞き取りが困難 (都	・ 【都道府県】 <u>虐待を受けた子どもへのヒアリング</u>

者への対応	道府県 n=2, 市町村 n=20)	<p><u>は二次被害が生じる恐れがあり困難</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 【市町村】センシティブな内容であり保護者との面談に負担を感じる
	保護者との関わり（市町村 n=5)	
自治体の体制	自治体職員のスキル・経験不足（市町村 n=12)	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】事実を正確に聞き出すための専門的なヒアリング技術が不足していることが多いと考えられる。<u>詰問のようになり、必要な情報を引き出せなかったりする可能性</u>がある 【都道府県】保育に支障が生じないよう事実確認を短時間で終えるため、都道府県・市町村とも相応の人数が必要
	自治体の職員体制の確保が困難（都道府県 n=1,市町村 n=8)	
施設等の人間関係	施設の人間関係の悪化（都道府県 n=3, 市町村 n=2)	<ul style="list-style-type: none"> 【都道府県】通報の義務化以降、<u>不仲の職員等を陥れるためにささいなミスを虐待として内部通報する案件が複数発生</u>
その他	通報まで日が続いている事案への対応（市町村 n=3) 複数事案の事実の特定・記述が困難（市町村 n=3）等	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】施設等から自治体への相談まで数日経過しており、タイムリーではないことがあった 【市町村】不適切保育が常態化した状況下では、どんな行為がいつあったのか特定困難

③ 虐待の有無を判断する場面

虐待の有無を判断する場面に関する意見の分類では、「虐待有無・類型の判断が困難」「自治体の体制に関する困難」「虐待の判断基準・手法の限界」が上位3区分となった。特に「虐待有無・類型の判断が困難」に関する意見が最も多く、その中でも「虐待有無の判断が困難」が主要な課題として抽出された。

図表 3- 21 「虐待の有無を判断する場面における課題・困りごと」に対する意見
(都道府県 n=25, 市町村 n=231)

意見の分類	主な意見	意見の具体的な内容
虐待有無・ 類型の判断 が困難	<u>虐待有無の判断が困難(都道府県 n=5, 市町村 n=42)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 【都道府県】<u>虐待と不適切保育の線引き(判断)が困難</u>
	客観的証拠がない場合の判断が困難（都道府県 n=4, 市町村 n=25)	<ul style="list-style-type: none"> 【都道府県】防犯カメラの映像等の明確な証拠がない場合に関係者の証言のみで虐待認定できるか判断が難しい
	心理的虐待・ネグレクトの判断が困難（市町村 n=12)	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】心理的虐待等において正確に自分の気持ちを伝えられない年齢の子どもについては判断が難しい
自治体の体制に関する 困難	自治体職員のスキル・経験不足（都道府県 n=2, 市町村 n=38)	<ul style="list-style-type: none"> 【都道府県】施設指導監査の担当職員が虐待対応にあたるが、<u>虐待に関する知識と経験の不足から判断に迷うことがある</u>
	担当者に判断が一任（市町村	

	n=13) 組織としての判断が困難・必要 (市町村 n=11) 担当者の負担が大きい(市町村 n=5)	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】担当者の判断に任されること、担当者の責任になることがある 【市町村】虐待の判断をする会議体の立ち上げについて、メンバー構成や協議の仕方についてどのように進めていけばよいか迷っている 【市町村】担当者の判断によって虐待の有無が左右されるため、大変なプレッシャーを感じる
虐待の判断 基準・手法の 限界	判断基準が不明瞭(都道府県 n=2, 市町村 n=31)	<ul style="list-style-type: none"> 【都道府県】虐待に係る判断プロセスの「虐待行為があったか否か」は明確だが、「<u>行為の強度や頻度、行為者の意図</u>」は<u>統一性や客観性がなく</u>、被害者側、加害者側双方から判断の妥当性を問われる可能性が高い 【都道府県】担当者、担当所属、自治体ごとに判断にばらつきが出る可能性がある 【市町村】システムを導入して各自治体の判断データを収集したうえで判例等を基に判断する方法など、個人の裁量によらない基準があれば良い
	判断にばらつきが出る(都道府県 n=6, 市町村 n=11)	
	自動的な判断手法の要望(市町村 n=2)	
意見の食い 違い	通報や関係者間の意見の食い違 い(市町村 n=9)	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】<u>通報者が過大な表現で通報する可能性もあるため、事実確認において解釈が異なると判断に迷う</u> 【市町村】職員等が認めなければ虐待事案とはならず、疑ったことを批判される
	施設等・職員等が虐待を否認(市 町村 n=8)	
時間的負担	判断に時間を要する(都道府県 n=1, 市町村 n=5)	<ul style="list-style-type: none"> 【都道府県】会議で「事実関係の認定に重点を置くもの」と「具体的な対応策の策定に重点を置くもの」の意見の相違で時間を要する 【市町村】<u>施設等や家庭での日々の様子を確認し聞き取り等も慎重に行う必要がある</u>ため虐待の判断までに時間を要する
外部機関と の連携が困 難	関係機関との連携が困難(市町村 n=5)	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】<u>保育所等所管部署、こども家庭センター、児童相談所、警察等の連携体制の構築</u>が課題
支援の要望	相談先の不足・要望(都道府県 n=1, 市町村 n=10)	<ul style="list-style-type: none"> 【都道府県】<u>各自治体の事例の共有と虐待対応の専門的なスキルやノウハウなどを持った方のサポートがほしい</u> 【市町村】施設等の社会的地位、加害者の人生等が左右され、訴訟等に発展する可能性もあるため、国として基準の提示・例示、事例の提供等を行ってほしい
	事例などの情報提供の不足・要望 (都道府県 n=1, 市町村 n=2)	

その他	事案発生の背景の整理が困難(市町村 n=3) 保護者への説明が困難(市町村 n=2) 等	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】相談・通報内容に至るまでの前後関係、時系列等を含めて総合的に判断するように努めているが、情報が多く整理するのが難しい 【市町村】「虐待無し」と判断した場合に被害を受けた子どもや保護者へ説明し、納得を得るのが困難
-----	---	---

④ 安全確保措置等の場面

安全確保措置等の場面に関する意見の分類では、「子ども・保護者への対応が困難」「施設等への対応が困難」「自治体の体制に関する困難」が上位3区分となった。特に「子ども・保護者への対応が困難」に関する意見が最も多く、その中でも「子ども・保護者へのケアが困難」が主要な課題として抽出された。

図表 3- 22 「安全確保措置等の場面における課題・困りごと」に対する意見
(都道府県 n=9, 市町村 n=160)

意見の分類	主な意見	意見の具体的な内容
子ども・保護者への対応が困難	<u>子ども・保護者へのケアが困難</u> (市町村 n=52)	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】市町村は一時保護やケアを行うための<u>専門性や施設がない場合もあり、対応に苦慮する</u>
	子どもの転園の調整が困難(市町村 n=5)	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】施設等に空きがなく、転園を希望しても叶いにくい
	子ども・保護者の信頼回復が困難 (市町村 n=4)	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】保護者への報告後、信頼を回復するのが困難
	性的虐待へのケアが困難(都道府県 n=1, 市町村 n=2)	<ul style="list-style-type: none"> 【都道府県】性的虐待を受けた児童の心理的なケアをどのように行っていくかが課題
施設等への対応が困難	施設等へのフォローアップが困難(都道府県 n=1, 市町村 n=18)	<ul style="list-style-type: none"> 【都道府県】施設への指導や子どもや保護者へのケアを<u>継続的に行うのは困難</u>
	事案対応中の施設等の運営体制の確保が困難(市町村 n=7)	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】職員数が少ない施設で事案が発生した場合、代替職員の確保が難しい
	施設等の虐待防止意識の継続が困難(市町村 n=3)	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】時間の経過とともに虐待防止への意識が薄まる可能性がある
自治体の体制に関する困難	自治体職員のスキル・経験不足 (市町村 n=8)	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】<u>知識やノウハウが無いため、他機関からのフォローがないと指導内容やケア方法の決定が難しい</u>
	虐待判断後の対応が定まっていない(市町村 n=7)	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】措置期間の対応をどのようにすればよいか分からない
	自治体の職員体制の確保が困難 (都道府県 n=1)	<ul style="list-style-type: none"> 【都道府県】各自治体において、個々の施設に対応できる職員体制の確保は困難
措置の範囲・	施設等へのフォローアップ範囲	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】<u>継続的対応の期間に目安があると良い</u>

基準が不明瞭	が不明瞭（市町村 n=5）	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】安全確保措置になる基準が明確に欲しい
	措置の判断基準が不明瞭（市町村 n=4）	
措置の行使に関する困難	措置の強制が困難（都道府県 n=1, 市町村 n=2）	<ul style="list-style-type: none"> 【都道府県】児童福祉法には罰則規定がないため、<u>施設等が行政指導に従わなかったとしても強制できない</u> 【市町村】虐待を行った職員等の配置転換や処分等は施設等の判断に委ねられるため、介入が難しい 【市町村】施設側が認めない場合、その後の指導改善などに繋げることが難しい 【都道府県】施設長が虐待を行っていた場合は施設の協力が得られず、積極的な対応を促すことが難しい
	職員等の処分への介入が困難（市町村 n=3）	
	施設等・職員等が虐待を認めない場合の措置が困難（市町村 n=2）	
	協力的でない管理者への対応が困難（都道府県 n=1, 市町村 n=1）	
外部機関との連携	関係機関との連携が困難（都道府県 n=1, 市町村 n=3）	<ul style="list-style-type: none"> 【都道府県】事実関係を伏せた状態で<u>他施設・市町村に協力を求めるノウハウがなく、協力依頼の根拠も希薄</u> 【市町村】市が所管行政庁の場合の都道府県との連携が困難
	都道府県と市町村の連携が困難（市町村 n=2）	
その他	改善の検証が困難（市町村 n=5） 情報提供の要望（市町村 n=2） 等	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】常時観察することが困難なため、改善が図れているかは施設長判断になる可能性がある 【市町村】経験のある自治体は少ないと思われるため、実際の事例や対応について情報提供があるとよい

⑤ 国に対する報告の場面

国に対する報告の場面に関する意見の分類では、「報告様式の統一の要望」「資料作成の負担」「報告基準・頻度が不明」が上位3区分となった。特に「報告様式の統一の要望」に関する意見が最も多く、その中でも「国と県の報告様式の統一の要望」が主要な課題として抽出された。

図表 3-23 「国に対する報告の場面における課題・困りごと」に対する意見
(都道府県 n=10, 市町村 n=86)

意見の分類	主な意見	意見の具体的な内容
報告様式の統一の要望	<u>国と県の報告様式の統一の要望</u> (市町村 n=20)	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】都道府県への報告様式が既に周知されている。国の様式と統一してほしい
	関係機関への報告様式との統一の要望（市町村 n=1）	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】<u>報告様式が統一されていないと内容に不足があり、追加で情報収集が必要</u> 【市町村】児童福祉審議会への報告に使用できる様式が望ましい

資料作成の負担	報告のための資料の作成に時間・労力等の負担が大きい(都道府県 n=5, 市町村 n=11)	<ul style="list-style-type: none"> 【都道府県】庁内調整等に非常に時間を要し、公開できる情報か否かの審査も含め時間と労力を要する 【市町村】公表様式項目以外に更に<u>詳細な調査を求められるのは負担が大きい</u>
報告基準・頻度が不明	国への報告基準や頻度・タイミングが不明(都道府県 n=1, 市町村 n=11)	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】案件によって国や県に報告すべきかどうかの判断が難しい 【都道府県】どの頻度で行うのか不明(案件発生毎か、年度毎なのか) 【市町村】どの内容をどの時期に出すのかによっては現場の対応と併せると負担が増える
記載・計上方法に差	自治体や担当者に応じて記載・計上に差(都道府県 n=2, 市町村 n=6)	<ul style="list-style-type: none"> 【都道府県】事実確認の手法は自治体ごとに異なるため、<u>一律の条下で算定された件数ではない。そのような件数を公表すると報道対応等で苦慮する</u> 【市町村】担当する職員に応じて記載内容の粒度にばらつきが発生する恐れがある
都道府県と市町村の連携	都道府県と市町村の連携が困難・必要(市町村 n=6)	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】県の統一的な対応方針が把握できていない。連携が取れていない印象 【市町村】<u>専門的項目もある等、市町村だけでは把握が難しいため、都道府県と協力する体制整備が重要</u>
その他	詳細情報を入手可能か不明(市町村 n=2) 等	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】記載について施設等の協力が前提となるが、どこまで詳細情報が手に入るか不明

⑥ その他の場面

その他の場面に関する意見の分類では、「自治体の体制に関する困難」「研修や情報提供の必要性」「関連機関との連携が困難」が上位3区分となった。特に「自治体の体制に関する困難」に関する意見が最も多く、その中でも「職員のスキル・経験不足」が主要な課題として抽出された。

図表 3-24 「その他の場面における課題・困りごと」に対する意見
(都道府県 n=13, 市町村 n=126)

意見の分類	主な意見	意見の具体的な内容
自治体の体制に関する困難	<u>職員のスキル・経験不足(都道府県 n=2,市町村 n=21)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 【都道府県】保育施設指導監査においても担当者の理解に労力を要する。<u>専門的・慎重な対応が求められる虐待事案対応には専門的職員の配置が必要</u>
	職員体制の確保が困難(都道府県 n=1,市町村 n=14)	

研修や 情報提供の 必要性	自治体職員及び施設等職員等への研修の必要性(都道府県 n=1, 市町村 n=16)	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】 これまでに事例がないため、相談から報告までの事例検討等を行う研修を開催してほしい 【市町村】 <u>相談例や報告例があればどの程度の報告を行えば良いか分かりやすい</u>
	対応に関する情報提供の要望(都道府県 n=1, 市町村 n=4)	
関係機関 との連携が 困難	都道府県と市町村の連携が困難(市町村 n=10)	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】 県から具体的な事務フロー等についての説明はなく、<u>市町村判断となっている部分や具体的な動きが見えない</u> 【市町村】 児童相談所が家庭の虐待以外の通報を受け付けず、連携が困難 【都道府県】 児童福祉審議会等の体制整備について、委員への説明や弁護士・医師の配置等の対応に苦慮
	関係部署・機関との連携が困難(市町村 n=9)	
	児童福祉審議会・検証・改善委員会の整備が困難(都道府県 n=2, 市町村 n=8)	
虐待に係る 施設等の 状況	保育士離れの危惧(市町村 n=5)	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】 職員等が監視されているようで保育がやりにくいと感じており、<u>人材不足の中、職員等のモチベーション向上も課題</u> 【市町村】 虐待の捉え方の違いが職員等間で生じている。解説動画を作成する等、国レベルで取組んでほしい
	施設等の虐待の認識に苦慮(市町村 n=5)	
その他	部署間や施設等への情報共有の線引きが困難(市町村 n=3) 等	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】 保護者や職員等へ対し、<u>どこまでの内容を情報共有するかの判断が困難</u>

第4章 調査結果を踏まえた検討

1. 都道府県が公表する様式例

(1) 様式例の素案設計

事前調査により得た他分野における既存の様式等を参考として事務局にて案を作成の上、研究会において有識者の意見を収集・反映し、様式例の素案を作成した。

(2) 第1回研究会における意見と対応

第1回研究会（令和7年9月1日開催）において、様式例の素案について、各項目の粒度や回答形式に関する検討を行った。主な意見とそれに対する対応及び更新点は以下のとおりである。

図表 4-1 「都道府県が公表する様式例」に対する意見と対応・更新点

大項目	小項目	主な意見	対応・更新点
1.虐待案件受理の状況	受理件数	・ 受理件数の要件を明示した方がよい	「通報件数」「要対応件数」（行政が対応（＝事実確認）を必要と判断した件数）を計上する 要対応件数の内訳として、前年度以前の継続件数と今年度の新規受理件数も示すこととする
1.虐待案件受理の状況	継続事案	・ 継続事案は備考に示すのがよい	第1回研究会時点と同様、来年度も対応を継続する事案の件数は備考に示す
2.虐待の状況	こどもの年齢層	・ 未就学児は1歳刻みで公表した方がよい	未就学児は当該年度4月1日現在の満年齢に該当する1歳刻みの「○歳児」欄に計上する
2.虐待の状況	職員の職種	・ 「その他」の職種は細分化して公表した方がよい	「保育補助者」「用務員」「送迎バス等の運転手」「事務」を追加した
2.虐待の状況	その他	・ 職員の性別も公表した方がよい	男女比が偶然、男性に偏った際、男性職員への過度なバッシングを避けるため、公表しないこととする
3 都道府県または市町村が講じた措置等	—	・ 措置に説明を付した方が一般の方に分かりやすい	「用語の解説」で各措置等の説明を追加した
3 都道府県または市町村が講じた措置等	—	・ 都道府県と市町村の措置を別項目にした方がよい	児童福祉法に基づく措置等という観点から、都道府県と市町村で分けずに公表することとする

その他	項目の数え方	・ 各項目の件数の数え方を明示した方がよい	「記入の考え方」を作成し、各項目の数え方を示した 「2 虐待の状況」について、件数を計上する項目同士、実人数を計上する項目同士がまとまるよう並びを入れ替えた
その他	項目の数え方	・ 複数職員が複数のこどもを虐待する場合もあるため、ケースを類型化して示した方がよい	本公表様式例では類型化したケースの件数は公表しないが、各都道府県が個別事案を公表することには何ら支障はない

(3) 作成した様式例

第1回研究会における検討を踏まえ、都道府県が公表する様式例の修正・反映を行なった。作成した様式例は、参考資料1のとおりである。

2. 国へ個別事案を報告する様式例

(1) 様式例の素案設計

事前調査により得た他分野における既存の様式等を参考として事務局案を作成の上、研究会においた有識者の意見を収集・反映し、様式例の素案を作成した。

(2) 第2回研究会における意見と対応

第2回研究会（令和7年10月27日開催）において、様式例の素案について、不足する項目やわかりにくい項目はないか等の観点から検討を行った。

ア) 様式1（自治体の体制を報告する様式）における意見と対応

様式1について、主な意見と対応及び更新点は以下のとおりである。

図表 4-2 様式1に対する第2回研究会における意見と対応・更新点

大項目	小項目	主な意見	対応・更新点
1.自治体の体制	担当者	・ 前提として通報を受けた際の自治体担当者としては担当者1名での判断となるのか、複数名での判断となるのか確認したい。どのような体制でこの事案を把握したのかが明らかになる項目となっているか。	質問文「(2) 虐待が疑われる事案について、原則として複数名で対応(事実確認・虐待の有無の判断等)する体制を取っている。」を追加した。
1.自治体の体制	(2) 職員に対して、虐待防止に関する研修を実施している	・ 研修の対象となる職員は自治体職員と施設等の職員のどちらであるか。	質問文中の「職員」を「施設等職員」に修正した。
2 自治体間の連携	(3) 都道府県と市町村の担当部署とで虐待対応実務者会議を行うなど、密にコミュニケーションを取っている	・ 自治体と県の連携で「実務者会議などで連携できている」については、会議がなくても密な連携ができている場合は該当するのか。	(1)で連絡ルートの設定、(2)で通報に対する協議、(4)で立ち入り調査のための協議を把握する。 (3)は会議体の有無の把握に焦点をあてる表現として、「都道府県と市町村の担当部署とで虐待対応実務者会議等の会議体を設定して協議している」に修正した。

イ) 様式 2 (個別事案を報告する様式) における意見と対応

様式 2 について、自治体への意見照会における意見を以下のように反映した。

図表 4-3 様式 2 に対する第 2 回研究会における意見と対応・更新点

大項目	小項目	主な意見	対応・更新点
1 概要	(3) 場所	<ul style="list-style-type: none"> 事案がテラスや廊下で起こった場合、「施設棟内の他の建物」が該当するか。こどもを部屋の外に連れ出して行為を行う状況もありうる。 	<p>選択肢に「廊下」「バルコニー、ベランダ」を追加した。</p>
2 発見・届出(通告)の状況	発見者・通報者の職種	<ul style="list-style-type: none"> 虐待発見者や通報者の職種についても記入すべきであると考え、「2 発見・届出(通告)の状況 (2) 連絡状況、内容等について」に記入すればよいか。 	<p>通報者について集計をする意図はないため、項目は別立てせず、自由記述で状況として把握する。</p> <p>だれが、どこで、どのような状況を発見したかどのような連絡手段で届出(通告)を行ったか記入するよう、指示を追加した。</p>
4 虐待を行った職員等	職員等の性格	<ul style="list-style-type: none"> 虐待があった場合には当該施設等に 10 回ほど訪問することもあるが、人物に関する評価は非常に難しい。 職員等の性格については書きにくい。どこにもチェックがつかないこともありえるが、この項目を無くすことが妥当かについては悩ましい。 あくまで行政の見解であるという位置づけで、職員が虐待を行った要因としてであれば職員等の性格に関することが記入できるのではないか。 「5 虐待の内容 (2) 虐待を行った職員等について」にも記入欄がある。そちらに記入すれば、大項目 4 は不要とならないか。 職員の心理特性の評価は難しい。行為の原因としての心理的な要因としての捉え方は可能だと思う。 	<p>大項目 4 の性格の項目は削除した。</p> <p>大項目 5 (2) 「虐待を行った職員等の状況」について自由記述で記載する設問について、「・虐待を行った時の感情的要因(感情的になった出来事の状況、感情のコントロール、本人の普段の特性等)」を記入するよう指示を追加した。</p>
5 虐待の内容	(1) 日時、場所、関係者、状況等	<ul style="list-style-type: none"> 議論を進めていくと最終的にはフォーマットの形で、日時、場所等を入力していくことになるのか。最低限の事項はある程度自動的に入れられるようにすると負担が少ないのではないか。 	<p>最低限記入すべき事項について、小項目に分割して記入欄を設けた。</p>
	(2) 虐待を行った職員	<ul style="list-style-type: none"> 職員等の情報は、この情報を元にどのようにすれば虐待が防止されるのか検討する上で非常に重 	<p>指示や記載例などを追加した。</p>

	員等	<p>要だと思う。虐待の背景や職員等の状況や心情などを知りたいので、具体的な内容を拾うことはできないか。ニュースなどでも「しつけのため」「腹がたった」など報道されているように、虐待の自覚の有無や感情の上下などの情報を知りたい。</p>	
7 職員等への施設等の対応		<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導において自治体は施設内の人事措置に関知しない。集計項目として必要なか。法令に基づいて報告を強制できるのか。 ・ 施設内での処分の細かい点は必要ないが、施設としてどのように対応したのかは、今後の虐待の未然防止や、そのほかの施設等にとって有用な情報になるのではないかと考える。 ・ 他委員のご発言は主旨としてはその通りだが、指導する自治体にその権限があるかという点がポイントになる。施設内の話なので回答できないといった場合に、法令上の権限を根拠とすることができない。 	<p>自治体が把握できる範囲の情報で構わないことを前提に、「配置転換（こどもと接しない業務への変更）」「各種研修への参加」「心理治療・通院等」「継続的な面接」「処分（懲戒処分・出勤停止・減給）」「その他」に変更した。</p>
9 自治体による対応	(3) こどもへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ その場でこどもにどのような対応をしたのか、ケアをできているか否かを記載いただきたいので、「すぐに対応できたのか」「どのような機関と連携したのか」などが記入しやすいよう項目を詳細化していただきたい。 	<p>いつ、②だれが、③どのような対応を行ったか、④他の機関と連携したか記入するよう、指示を追加した。</p> <p>同様に「(4) 保護者への対応」についても同じ指示を追加した。</p>
その他	施設等から自治体への報告様式例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設等から自治体への報告様式例は統一されていないため、本調査票における各自治体の記載の仕方に差が生じる恐れがある。施設等から自治体への報告様式例も統一すべきである。 ・ 施設から行政に提出する報告書の様式を統一すべきではないかと考えている。様式を統一することで、最終的な報告書の内容が変わるのではないか。こどもへの対応、こどもへのケアなどを聞く項目が施設からの報告書にも入ることで自治体から国への報告にも反映されるのではないか。 	<p>施設等から自治体に報告する様式についても様式 2 を使用してもよいことを、ガイドラインに明記する。</p>

(3) 自治体への意見照会における意見と対応

自治体への意見照会を踏まえ、様式の素案について、各項目の分かりにくさを改善するための検討を行った。

ア) 様式1 (自治体の体制を報告する様式) における意見と対応

様式1 について、自治体への意見照会における意見を以下のように反映した。

図表 4-4 様式1「1.自治体の体制」に対する意見と対応・更新点

小項目	主な意見	対応・更新点
(1) 独自の保育対応マニュアル等の作成	<ul style="list-style-type: none"> 項目名の「保育対応マニュアル」「業務指針」「対応フロー図」が何を指すか分かりにくい 国や都道府県のガイドラインがあるため不要 いずれか一つでも作成していれば○で良いか 	<p>自治体主体で作成するものであることを示す</p> <p>市町村については都道府県のマニュアル等も可とする</p> <p>いずれかを作成していれば○を選択いただき、その旨が分かる選択肢とする</p>
(2) 原則として複数名で対応する体制を取っている	<ul style="list-style-type: none"> 実質、複数名での対応になるのではないか 事実確認、聞き取りなど具体的な場面がなければ不要 	<p>事実確認・判断等、各場面別に聞くより事案全体としての対応状況を確認したいため、当初の項目のままとした</p>
(3) 施設等職員に虐待防止研修を実施	<ul style="list-style-type: none"> (3)と(6)の違いが分かりにくい どのような研修を指すか分かりにくい(自治体主催であるべきか、定期開催すべきか等) 【市町村】市町村単位での研修が実施できないため不要 	<p>(6)の措置について、研修以外の対応は特段想定していないため、(3)を含める形で統合する</p>
(4) 自治体職員が虐待防止に関する研修を受講できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 「受講できる環境を整備している」が何か分かりにくい 「自治体虐待範囲が分かりにくい(保育所等における虐待対応担当ということか、公立の施設職員等も含むか) 【市町村】市町村単位での研修が実施できないため不要 	<p>「研修を実施する」と完結な書きぶりに修正</p> <p>受講するのは自治体の保育所等における虐待対応の担当職員であることを明記する</p> <p>市町村においては都道府県が開催する研修も可とする</p>
(5) 適切な機関に通告ができるよう制度及び窓口を周知	<ul style="list-style-type: none"> 周知対象・範囲・方法が分かりにくい(周知対象に保護者や一般の方を含むか、窓口等に掲示・市のHPへの掲載か) 	<p>周知対象や範囲、方法を例示する</p>
(6) 施設等職員等に虐待を理解できるよ	<ul style="list-style-type: none"> (3)と(6)の違いが分かりにくい 「必要な措置」が何か分かりにくい 	<p>(6)に(3)を含める形で統合する</p> <p>市町村においては都道府県が開催</p>

う必要な措置を講じている	・ 【市町村】 措置は施設等が職員に行うものであるため不要	する研修も可とする
その他	・ 自治体内部に複数の所管課がある場合の組織内の連携状況を聞く項目を追加	自治体内の連携状況について、網羅的に確認することが難しいため、当初の項目のままとした

図表 4-5 様式 1 「2.自治体間の連携」の項目に対する意見と対応・更新点

小項目	主な意見	対応・更新点
(1) 通報があった場合の都道府県と市町村の担当部署間の連絡ルート把握している	・ 【市町村】 基準日が示されておらず、どの時点で「把握している」と判断するのか曖昧	1つの基準として、当該年度の担当者の連絡先は把握していることとする
(2) 通報内容に応じた対応方法を都道府県と市町村間で協議している	・ 協議のタイミングはあらかじめ行っておくものか、通報時点で行うか	あらかじめ行うものとして明示する
(3) 都道府県と市町村の担当部署とで虐待対応実務者会議等の会議体を設定して協議している	・ (2)と重複する(会議体は常設のものか分かりにくい) ・ 【市町村】 要保護児童対策地域協議会は該当するか	会議は常設・臨時の別を問わないことを明示する 要保護児童対策地域協議会は都道府県と虐待対応を行う目的の協議体とは別物であるため、該当しない整理とする
(4) 立入調査を行う場合の対応方法を都道府県と市町村の間で協議している	・ 協議のタイミングはあらかじめ行っておくものか、通報時点で行うか	あらかじめ行うものとして明示する
その他	・ 【市町村】 指定都市等(政令指定都市・中核市・児童相談所設置市)にとって答えにくい ・ 【市町村】 都道府県だけの回答で良い ・ 【市町村】 都道府県から説明はあったが協議してない	指定都市等については、「2 自治体間の連携」(1)は必須、(2)~(4)は任意回答とする 市町村においても回答を求める 個々の市町村との協議でなく、都道府県からの説明という形も該当するものとする

イ) 様式 2 (個別事案を報告する様式) における意見と対応

様式 2 について、自治体への意見照会における意見を以下のように反映した。

図表 4-6 様式 2「1.概要」に対する意見と対応・更新点

小項目	主な意見	対応・更新点
(1) 虐待の種類	・ 特に意見無し	—
(2) 施設等の種別	・ 施設等が複数の事業を実施している場合はどう回答するのか	複数選択可とし、「3 虐待を受けたこども」で個別に事業を選択できるようにする
(3) 事案が起こった場所	・ 「施設等内の他の建物」は不要 ・ 選択肢にない場所の入力に迷う ・ 「廊下」を「廊下又は階段」に変更した方が良い	「施設等内の他の建物」は削除せず、当初の項目のままとした 選択肢に「その他」を追加する 「廊下」を「廊下又は階段」に変更
(4) 事案が起こった時間帯（時間別）	・ 1時間単位の選択肢は細かすぎる ・ 幅のある括りが良い	記入式で回答いただく形式に変更
(5) 事案が起こった時間帯（日課別）	・ 「余暇時間」が何か分かりにくい	「保育時間/遊びの時間（行事・イベント等を除く。）」に修正する
(6) 事案の期間	・ 期間の基準が分かりにくい（事案発生から認知までか、虐待を受けていた期間か）	「事案の発生期間」などと項目名を修正する
(7) 事案の頻度	・ 頻度の単位が分かりにくい（選択する回数は（6）の期間内の回数ということか） ・ 「常時」の定義は何か分かりにくい ・ 選択肢の区分（1～10回まで1つ刻み）が細かすぎる	頻度でなく回数を聞くこととする 「常時（ネグレクト等で継続的に虐待行為を行っている場合）」と修正 集計のしやすさから、現状の選択肢のままとする
その他	・ 「5 虐待の内容」と重複する ・ 行為が複数の場合はどう回答するのか ・ 最小限の項目でないと負担・現場に支障が出る	「5 虐待の内容」では状況を含めて情報収集したいため、統合は行わない 該当しない項目には×をつけなくても良い入力形式とし、回答の負担軽減を図る

図表 4-7 様式 2 「2.発見・届出（通告）の状況」に対する意見と対応・更新点

小項目	主な意見	対応・更新点
(1) 受付日時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例示を「受付日時（令和〇年〇月〇日〇時）」のように時間まで示した方が良い ・ 複数の事案があった場合どのように回答すべきか ・ 「状況を発見したのはいつか」も必要ではないか 	<p>時間まで求めるように例示を修正する</p> <p>最初の通報内容は必須、それ以降は任意回答（他〇名から通報あり）</p> <p>(2) に発見日時も記載するよう指示を追加</p>
(2) 連絡状況、内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例示があると良い ・ 「①だれが」が通報者なのか虐待を行った者なのか分かりにくい ・ 「①発見者」「②場所」「③状況」「④通報者」「⑤通報日時」のように項目を分割すると良い ・ 注意書きの「※発見・届出（通告）を行った者の個人が特定される情報を記入しないように配慮すること」は難しい 	<p>調査票に例示を入れる</p> <p>「①だれ（発見者）が」のように修正</p> <p>項目は分けずに現状の枠の中で聞く。記載いただきたい要素は示しているため、記入は困難でないと判断</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインに合わせて、項目名を「通告」ではなく「通報」とした方が良い ・ 「1 概要」や「5 虐待の内容」との違いが分かりにくい 	<p>項目名を「2 発見・届出（通報）の状況」に修正する</p> <p>それぞれ収集したい事項は異なるため、「1 概要」や「5 虐待の内容」と分けて聞く形式は維持する</p>

図表 4-8 様式 2 「3.虐待を受けたこども」から「5.虐待の内容」に対する意見と対応・更新点

大項目	小項目	主な意見	対応・更新点
3 虐待を受けたこども	こども等間の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネグレクトに該当する場合の「こども等間の問題」が何を示すか分かりにくい 	説明を付記する
4 虐待を行った職員等	職種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「放課後児童支援員」の資格がない放課後児童健全育成事業の職員は「児童指導員」になるか 	「その他職員」に含めることとする
	実務経験年数	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの職歴を追う必要があり入手しづらい ・ 施設での経験かトータルの職種経験か分かりにくい ・ 実務経験年数はいつ時点か 	トータルの実務経験であることを示す。把握していない場合は空欄のままとしていただく
	雇用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「非常勤（直接雇用）」「非常勤（間接雇用）」などの用語が分かりにく 	説明を付記する

		い	
5 虐待の内容	(1) 日時・場所、関係者、状況等	<ul style="list-style-type: none"> 複数の事案があった場合はどのように記入するか 日時、場所、だれが、だれに等、項目が分かっていた方が入力しやすい 虐待の詳細な内容（どのような虐待が行われたか）を記入しにくい 	<p>項目は分けずに現状の枠の中で聞く</p> <p>「関係者（だれが、だれに対して行ったか。また、周囲の関係者の認知の状況）」を「行為の内容（だれが、だれに対して何を行ったか。また、周囲の関係者の認知の状況）」に修正</p>
	(2) 虐待を行った職員等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 「虐待を行った時の感情的要因」の把握が難しい 	<p>現状の項目のままとする。第2回委員会の意見を受け、簡易な記入方法に修正したところ</p>
その他		<ul style="list-style-type: none"> こども、職員等の満年齢はいつ時点か分かりにくい 性別を聞く必要性を感じない 「こども（1人目）」を「こどもA」と記載とした方が「5 虐待の内容」を記載しやすい 	<p>公表様式と揃え、4月1日時点のものとする</p> <p>性別は公表項目であるため、収集いただく</p> <p>呼称を「こどもA」、「職員等A」のように修正</p>

図表 4-9 様式2「6.検証・改善委員会」から「9.自治体による対応」に対する意見と対応・更新点

大項目	主な意見	対応・更新点
6 検証・改善委員会	<ul style="list-style-type: none"> 「検証・改善委員会」が何を指すか分かりにくい 【市町村】(2) 実施主体について、市町村・指定都市等の選択肢がない 	<p>検証・改善委員会」は、法人・施設と自治体それぞれに設置され得るものであることから、記入欄を分ける</p> <p>「都道府県等」を「自治体」に修正</p>
7 虐待を行った職員等への施設等の対応	<ul style="list-style-type: none"> 「心理治療・通院等」は、個人情報（個人の病歴）であるため入手しづらい 「処分」が具体的に何か分かりにくい 複数の職員が関与していた場合は回答しにくい 	<p>「心理治療・通院等」も情報収集可能な範囲で回答を求めることとする</p> <p>「処分せず」を「処分（懲戒処分・出勤停止・減給）の有無」に修正</p> <p>複数の職員等が関与している場合は「職員A」といった呼称で呼び分けて記載いただく</p>
8 施設等による対応	<ul style="list-style-type: none"> 初動の対応か以降の予定も含む対応かが分かりにくい 「施設整備の改善」の項目を追加すると良い 	<p>対応を行ったタイミングを記載いただくよう明示する</p> <p>「施設整備の改善」を聞く項目を追加する</p>

9 自治体による対応	<ul style="list-style-type: none"> 「こどもへの対応」「保護者への対応」について、施設等が介入するため記入不要でないか 子ども・子育て支援法第 39 条等に基づく措置は含まれないか 	施設等が行った対応を含めて記入する項目であることから、回答を求めることとする 公表様式と揃え、含めないこととする
その他	<ul style="list-style-type: none"> 「9 自治体による対応」「8 施設等による対応」について、例示を入れてほしい 	調査票に例示を入れる

ウ) 事務局における対応

自治体への意見照会後に事務局で整理した結果を踏まえ、様式例を以下のように更新した。

図表 4-10 様式 2 に対する事務局による対応・更新点

大項目	小項目	対応・更新点
1 概要	(2) 施設等の種別	施設類型ごとに集計・分析するため、選択肢の「認定こども園」を削除し、「幼保連携型認定こども園」「保育所型認定こども園」「幼稚園型認定こども園」「地方裁量型認定こども園」を追加
1 概要	(5) 事案が起こった時間帯（日課別）	施設種別に応じて回答しにくい選択肢であったため、「運動・スポーツ時間」「学習時間」の後ろに「（小学校以上）」を追加。「休息」を選択肢に追加 虐待が起こった場所は他の項目で回答しているため、「外遊び」「室内遊び」「余暇時間」を「保育時間/遊びの時間（行事・イベント等を除く。）」に統一 「施設外からのサービス提供の時間」を追加
6 検証・改善委員会	—	「検証・改善委員会は、当該事案の検証・改善のために法人・施設又は自治体において設けられる会議体を指し、自治体に設置されている児童福祉審議会は対象外です。」と説明を追記

(4) 第 3 回研究会における意見と対応

第 3 回研究会（令和 8 年 1 月 27 日開催）において、様式の素案について検討を行った。主な意見はと対応は以下のとおりである。

図表 4- 11 様式 2 に対する意見と対応・更新点

大項目	小項目	主な意見	対応・更新点
1 概要	(1) 虐待の種類	<ul style="list-style-type: none"> 現場が長期的にプロセスを読んで虐待と判断した場合、現行の 4 類型では分類が難しい場合があるため、別の判断基準を設定してはどうか。 類型を細分化すると集計結果が分かりづらく、様式の作成負担も大きい。詳細状況は自由記載に反映させていく形が妥当である。 複合的なケースは実際に確認されている。法律で規定されている 4 つの類型に新たな類型を加える場合、法改正が必要ではないか。 	<p>法令上の 4 類型に基づく記入を行っていた だき、複合的なケースは複数回答で対応いただく</p> <p>具体的な状況については、自由記述欄に記載いただく</p>
1 概要	(3) 事案が起こった場所	<ul style="list-style-type: none"> 大多数の乳児院、保育所は乳児室も含めて保育室と呼ぶことが多いので、選択肢をまとめてはどうか。 乳児室には、調乳室、沐浴室等の死角になりがちなスペースがある。虐待が行われる可能性が高く、別立てした方がよい。乳児室とほふく室をまとめることはやぶさかでない。 「遊戯室」はホールをイメージする現場職員も多いのではないかと。「廊下又は階段」には玄関も含まれるので「等」をつけてはどうか。「その他」があるため対応不要かもしれない。 	<p>乳児室、保育室については、認可の際に分けて申請しているため、現状のままとする</p> <p>施設個別の名称や区分を考慮すると選択肢が増えていく。現状の項目数のままとし、詳細状況は自由記述で記入いただく</p>
1 概要	(5) 事案が起こった時間帯（日課別） 「行事・イベント時」	<ul style="list-style-type: none"> 行事・イベントの練習時は虐待が起こりえる場面である。選択肢として別立てするのがよい。 練習時間を別途確保している園にとっては「練習時」があるとよい。 練習時は「保育時間/遊びの時間（行事・イベント時を除く）」に含めてもよい。 遊びの中から行事につながるという考え方から、練習時を分けない方がよい。 練習時を「行事・イベント時」に含めるかは園の考え方による。自治体ではその判断が難しいため、「その他」に追加してはどうか。 	<p>現場の職員は特段、意識せずに「保育時間」に入れることが予想される。「練習時」は選択肢として別立てしないこととした</p>
その他	—	<ul style="list-style-type: none"> 実際は、「不明」というケースが多い一方、「その他」しか選択できない項目がある。行為認定はできるものの、場所や時間等の詳細が判明しない案件も多いので、追加いただきたい。 	<p>場所、時間帯（日課別）の選択肢に「不明」を追加する。時間帯（時間別）は、自治体が把握していない場合、空欄</p>

			のままとしていただく
--	--	--	------------

(5) 作成した様式例

第2回研究会、自治体への意見照会、第3回研究会における検討を踏まえ、国へ個別事案を報告する様式例の修正・反映を行なった。作成した様式例は、参考資料2のとおりである。

4. 今後の方針の検討

(1) 自治体における虐待事案への対応に関する課題

保育所等における虐待に係る事案の分類・把握・検証等の在り方に関する調査研究の方針を検討するにあたり、自治体への意見照会をもとに、自治体における虐待事案への対応に関する課題を「相談等への対応」、「事実確認等」、「虐待の有無の判断」、「安全確保措置等」、「国に対する報告」のフローごとに、以下のように整理した。

図表 4-1 自治体の虐待対応フローにおける課題の整理

	相談等への対応	事実確認等	虐待の有無の判断	安全確保措置等	国に対する報告
自治体の抱える問題	<ul style="list-style-type: none"> 匿名通報の対応の限界 緊急事案への対応困難 受付時点の事案の判断が困難 保護者との関わりが困難 	<ul style="list-style-type: none"> 匿名通報への対応が困難 時間を要する 事実認定が困難 子どもへの聞き取り・保護者との関わりが困難 施設等の人間関係の悪化 	<ul style="list-style-type: none"> 虐待の有無・類型の判断が困難 担当者の負担が大きい 判断にばらつきが出る 時間を要する 支援の要望・自動的な判断手法の要望 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・保護者への対応が困難 施設等への対応が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 報告のための資料作成が負担 記録・計上方法に差
自治体内部の要因	<ul style="list-style-type: none"> 受付窓口の整備が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> 聞き取りを行う場所・環境の確保が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 担当者に判断が一任 	<ul style="list-style-type: none"> 措置の強制が困難 職員等への処分の介入が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 報告様式が未統一
	自治体職員のスキル・経験不足／マンパワー不足・体制確保が困難				
	自治体の対応が未定・未確立				
	対応の方法・基準が不明瞭				
	都道府県と市町村間の連携や外部機関（児童福祉審議会、児童相談所、警察等）との連携が困難				
自治体外部の要因	<ul style="list-style-type: none"> 匿名通報が多い 対応困難な通報 	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の非協力・意見の食い違い 施設等の聞き取り時間の確保が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 意見の食い違い 	<ul style="list-style-type: none"> 施設等・職員等が虐待を認めない場合の措置が困難 協力的でない管理者への対応が困難 	

(2) 第3回・第4回研究会における意見

第3回研究会（令和8年1月27日開催）、第4回研究会（令和8年3月9日開催）において、自治体への意見照会の結果を踏まえつつ、調査研究の重要性と虐待事案への対応における現状の課題について意見が出された。主な意見は以下のとおりである。

【調査研究の重要性】

- 今後の対応方針として、委員から挙げられた虐待事案への対応における現状の課題（後述）も踏まえながら、虐待に係る事案の対応ノウハウの整理だけではなく、保育所等施設から実務の状況などを聞き取ったうえで、予算や法制度の改正の必要性を含めて検討できるとよい。
- 虐待発生後の再発防止についても調査や検討が実施されるべきである。
- 行政が適切な判断を迅速に行うためには、自治体の対応負担を十分考慮して取組を推進する必要がある。また、結果として自治体と保育所等施設がうまく連携できるような仕組みがつけられるとよい。

- ・ 個別事例の把握は重要である。今後の調査研究のサイクルを速やかにまわし、参考となる情報が随時自治体や施設等に還元されることが望まれる。

【虐待事案への対応における現状の課題】

事実確認の手法の統一

- ・ 事実確認の方法や判断基準などが統一されてガイドラインに丁寧に記述されるとよい。特に、自治体ごとに事実確認の基準や方法に差があると、監査の指摘や研修等の内容にも差が生まれやすくなり、対応する保育所等の職員が困るため、自治体間で揃うとよい。

迅速な安全確保措置

- ・ 虐待の有無の判断まではできても、事実確認後の安全確保措置を速やかに実施することが難しい場合がある。自治体としてはこどもの安全性を確保するためにスピード感を持って対応したいが、法的な権限が限られるなかでどのように対応することができるのか、自治体にとって介入が難しいことが多い。
- ・ 令和8年12月の子ども性暴力防止法の施行に伴い、性的虐待についての防止・対応のプロセスは特に厳格化されるものと考えられる。同法に関する動向も踏まえながら今後の検討を進める必要がある。

専門人材の知見の活用

- ・ 保育所等施設に対して、職員だけで判断するのではなく、専門家の知見を取り入れられるような環境整備が必要である。
- ・ 施設長や主任等が職員を指導したくとも、指導することで職員との人間関係が悪化し、結果として運営に必要な保育人材を失う場合がある。外部の専門家の立場から保育について助言してもらえる機会があると、施設内での保育の改善は進めやすくなる。
- ・ 専門的な知見を持つ人材として、保育士養成校の教員等と連携することが考えられる。
- ・ 専門的な知見を持つ人材として、発達の特性のあるこどもへの支援に知見のある人材に相談することができると、日々保育にあたる施設等職員は助かるのではないか。
- ・ 専門人材の知見の活用にあたっては、関連機関との協力体制の構築や、場合によっては人員配置のための財政的な支援についても、他分野での取組等を参考にしながら今後検討されるとよい。

保育の質や環境の評価指標の活用

- ・ 虐待があった場合に施設等に対する措置や指導が行われた後、実際に園の保育が改善されたかどうかは実践自体を評価指標等で測定することによってはじめて分かる。日々の保育の向上のために評価を活用することについての議論が今後必要である。
- ・ 職員間の関係性を壊さず保育環境を改善する観点では、第三者のからの意見が必要な場合があるが、専門人材を確保することが難しくとも、チェックリストのようなものがあれば、職員が自分たちの保育を客観的に振り返ることができて保育の改善につながる。

自治体職員の育成に対する支援

- ・ 自治体において職員の異動があることを前提として、できる限り個人による対応の差を生じないよう継続的に自治体職員のスキルアップに対する支援が必要と考えられる。

保護者や地域の一般の方に向けた普及啓発

- ・ 保育や子育てに関する理解については、施設等職員だけでなく、保護者や地域に対しても広く普及啓発することが必要と考えられる。保育におけるスキンシップや男性の保育士に対し不安を抱える保護者等もいる。保育に対する正しい理解を広く一般の方にも広げることは、こどもにとって必要な保育を実施するうえで大切である。

施設等職員に対するガイドラインの理解の促進

- ・ ガイドラインや研修ができて、現場に正しい理解が浸透していかなければ、誤った対応をしてしまったり、逆に保育の内容に対して過度に制限をかけてしまったりするなど様々な問題が起きる懸念がある。
- ・ 施設長や主任保育士等には研修の受講義務を課すこと、また、自治体に対しては研修の実施義務を提言することを検討してはどうか。

具体的な運用状況の把握

- ・ 自治体において実際どのように運用されているかについて実態の把握が必要ではないか。例えば、虐待案件については児童福祉審議会に報告することが義務付けられているが、具体的にどのような方法や内容を報告しているかは自治体の裁量に任されている部分がある。

(3) 今後の展開

虐待事案発生後の保育の改善や虐待事案を防止できるよう自治体職員・施設職員の対応力を強化するにあたり、虐待に係る事案の分類・把握・検証等により得られた知見について情報提供・普及啓発に取り組む必要がある。

また、虐待に係る事案の事実確認の手法が統一されることで、適切に情報が収集され、全国的に虐待に係る事案の分類・把握・検証等を実施することができることに加え、自治体等の負担の軽減にもつながると考えられる。虐待事案に対する適切な情報の収集は将来的な保育の環境の改善や虐待事案の防止の基盤である。

さらに、自治体職員・施設職員の対応力強化の観点では、研修や事例集等の作成が有効と考えられる。

今後の保育所等における虐待に係る事案の分類・把握・検証等の在り方に関する調査研究の方針として、来年度以降、具体的には①事実確認の実施方法や把握すべき情報の分析、②個別の事例分析を通じた実践的な情報の提供、③全国の対応水準の向上のための研修資材の作成に取り組むことが想定される。

事実確認の手法においては、現状その手法や把握する内容等は自治体の裁量に任されているほか、事実が正確かどうかの判断基準が明確でないことから、対応者によって対応に差があるなどの課題がある。今後の調査研究においては、国への報告様式例を活用して収集された虐待に係る事案の情報等をもとに、自治体での事実確認に必要な情報や確認のポイントについて分析することで、事実確認の手法を統一することが考えられる。

事例の分類・把握・検証等においては、自治体において各事例の虐待の有無を判断することが困難であること、個々の虐待事例には対応されているものの改善策までは十分に実施できていない場合があることなどの課題がある。自治体における判断や保育現場の改善に向けた実践的な情報を提供するため、

今後の調査研究においては、収集する情報をもとに、虐待の有無の判断に迷う事例の分析や事例ごとの再発防止策の分析を行うほか、適宜、当該年度又は前年度の事例の傾向を踏まえた課題の分析等もあわせて実施することが考えられる。

情報提供・普及啓発においては、自治体が参考となる具体的な対応事例の情報が不足していること、保育所等施設職員に対する虐待防止に向けた普及啓発が不足していることなどの課題がある。今後の調査研究においては、全国の虐待に係る事案の対応水準の向上を目指すため、自治体職員や施設等職員向けの研修の在り方の検討や、特に対応が難しいケース等の引き続き対策の検討が必要な事例の収集等を行い、研修資材等の作成を行うことが考えられる。

図表 4-2 来年度以降の調査研究の対応方針



具体的に調査研究において検討すべき点として、次のような内容が考えられる。

①事実確認の実施方法や把握すべき情報の分析

- ・ 通報時の初動の対応の在り方（匿名の通報への対応等）
- ・ 情報収集を行うにあたっての施設等との協力体制の構築
- ・ こどもや保護者に対する聞き取り等の調査の在り方（心理的な負担への配慮等）
- ・ 事実確認で把握する項目（「国に対して個別事例を報告する様式例」に記載された項目を事実確認で把握することについて等）
- ・ 通報者や情報提供者の個人情報の保護の在り方

②個別の事例分析を通じた実践的な情報の提供

- ・ 全国の事例における傾向の把握（虐待の分類、事案の発生しやすい場所や時間帯、事案の発生する要因、事案発生後の対応の状況等）
- ・ 自治体にとって把握が難しい項目（様式例に対し記入が難しい項目等）
- ・ 自治体が虐待の有無の判断に迷う事例の状況
- ・ 自治体が事案に対して行った措置・改善指導の内容と事後の状況の把握の方法
- ・ 自治体が事案を児童福祉審議会へ報告する具体的な運用状況の把握
- ・ 自治体への意見照会で整理された課題や前述の虐待事案への対応における現状の課題に関する好事例の把握

③全国の対応水準の向上のための研修資料の作成

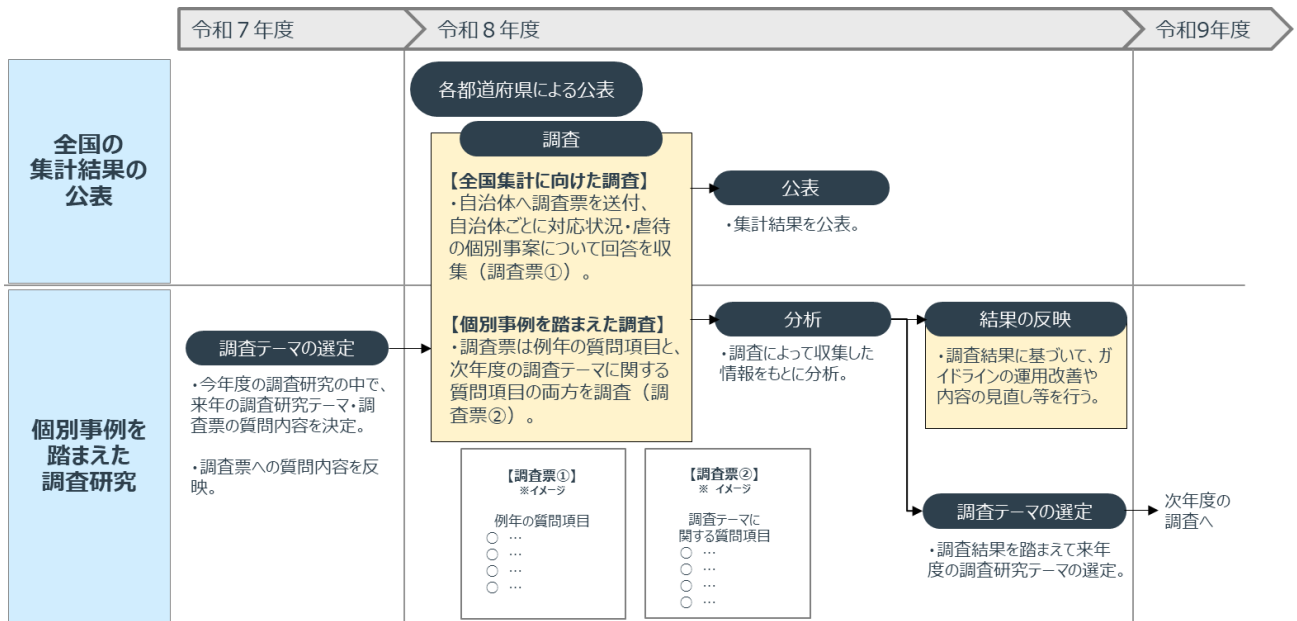
- ・ ①②の検討を踏まえ、ガイドラインに反映すべき内容
- ・ ①②の検討を踏まえ、手引きや事例集等の研修資料として情報提供すべき内容
- ・ 施設等職員（保育士）にわかりやすく伝えるための表現や資料構成

令和8年度以降の調査研究を進めるにあたっては、「全国集計に向けた調査」と「個別事例を踏まえた調査」を行うことが考えられる。

全国集計に向けた調査では、本調査で作成した国に対し個別事案を報告する様式例を用い、自治体における虐待に係る事案の対応状況と虐待に該当すると判断された個別事例について把握し、集計結果を公表することが考えられる。

今後の調査研究のテーマである事実確認の手法等に関する状況については、様式例で把握する個別事例の情報と、別の調査票を用いて把握する自治体の状況とを踏まえ、事実確認の実施方法や把握すべき情報の分析、個別の事例分析等を行い、ガイドライン等の更新や研修資料の作成を目指す。また、次年度以降に検討すべき課題をあわせて検討し、令和9年度以降の調査研究や検討に向けた準備を進めることが考えられる。

図表 4-3 令和8年度以降の調査研究の進め方（案）



※各都道府県における公表時期は目安であり、自治体によって必ずしもこの時期に公表されるわけではないことに留意する必要がある。

本事業では、自治体への意見照会および研究会での意見交換を通じて、今後の保育所等における虐待に係る事案の分類・把握・検証等の在り方について検討を行った。とりまとめた対応方針に沿って令和8年度以降、事案の分類・把握・検証等が進められ、その結果を自治体職員や施設等職員へ還元することで、虐待事案への対応における課題に対する全国的な取組が推進されることが望まれる。また、虐待事案への対応の在り方が整理される過程で、自治体や施設等の関係機関が質の高い保育の実現に向けて協働する体制が構築され、発生した事案への事後の対応のみならず、将来的に子どもにとってよりよい保育環境をつくることにつながるサイクルがつくられていくことが望まれる。

第5章 成果の公表方法

株式会社 NTT データ経営研究所のホームページにて本報告書を公表する。

参考資料

参考資料 1：都道府県が公表する様式例

参考資料 2：国へ個別事案を報告する様式例

参考資料 3：自治体意見照会回答票

令和7年度子ども・子育て支援等調査研究事業
保育所等における虐待に係る事案の
分類・把握・検証等の在り方に関する調査研究
報告書

令和8（2026）年3月
株式会社 NTT データ経営研究所
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9
JA 共済ビル 9 階
TEL： 03-5213-4110 FAX： 03-3221-7022

不許謹製